

## 目 次

はじめに	2
------	---

### 2010年度活動総括（案）

<b>第1章 東日本大震災と労働組合の活動</b>	<b>4</b>
Ⅰ 東日本大震災の現状	4
Ⅱ 農協労働組合の活動	5
<b>第2章 要求と運動の前進</b>	<b>6</b>
Ⅰ 労働組合は「厳しさ」とどうたたかったのか	6
Ⅱ 「働くルール」を確立する運動はどこまで進んだのか	7
Ⅲ 農業・農協攻撃とどうたたかっているのか	9
Ⅳ 組織強化、日常活動の活性化	10
<b>第3章 「組織拡大3カ年基本計画」第3年次の総括</b>	<b>11</b>
Ⅰ 第3年次の取り組みと到達	11
Ⅱ 第3年次の取り組みの教訓と今後の組織拡大の課題	12

### 2011年度運動方針（案）

<b>第1章 情勢の特徴</b>	<b>15</b>
Ⅰ 深刻な日本経済	15
Ⅱ 日本農業の現状と展望	17
<b>第2章 農協労働者の状態と労働組合</b>	<b>19</b>
Ⅰ 農協労働者の状態	19
Ⅱ 労働組合の状態	20
<b>第3章 運動の基調</b>	<b>21</b>
Ⅰ 国民の力を結集して希望の持てる社会、地域の基盤としての農業を確立する	21
Ⅱ すべての農協労働者、農に関連する労働者の団結と連帯の力に依拠して運動を進める	22
Ⅲ 職場と地域に活動の土台を据える	22
<b>第4章 私たちの要求</b>	<b>23</b>
Ⅰ なかまの暮らしを支え、日本経済を立て直す大幅賃上げを勝ちとる	23
Ⅱ すべてのなかまが安心して働き続けられる職場をつくる	24
Ⅲ 協同組合の力を発揮して農業の未来をつなぐ	25
Ⅳ 新しい社会をめざすための要求	26
<b>第5章 運動の課題と具体策</b>	<b>28</b>
Ⅰ 「くらしと仕事、地域社会の再生」に全力をあげる	28
Ⅱ 「人件費抑制」型から「くらしの安定保障」型への人事政策の転換を求める	29
Ⅲ 「働くルール」の確立、長時間労働の規制を労働組合自身の運動で実現する	31
Ⅳ 「協同組合」を社会的な「良心」「規範」の組織として機能させる	33
Ⅴ 農業と地域経済を軸とした共同を広げる	35
Ⅵ 安全・安心のくらしを実現するために	36
Ⅶ 運動を進めるための土台を強化する	37
<b>第6章 体制と財政</b>	<b>40</b>
Ⅰ 労働組合の体制と各組織の運動	40
Ⅱ 財政強化	44
Ⅲ 教宣活動の強化	45
<b>第7章 2011年秋期年末闘争方針</b>	<b>47</b>
Ⅰ 2011年秋期年末闘争の課題と取り組み	47
Ⅱ 産業別統一要求とストライキ権の確立	49
Ⅲ たたかいの日程	51

## はじめに

3月11日、東日本各地を襲った大地震と大津波は、想像を絶する規模の被害を各地に及ぼしました。犠牲になられた方のご冥福をお祈りするとともに、被災地のみなさんに心からお見舞い申し上げます。

未曾有の大震災に襲われた被災地は、地震・津波による被害にとどまらず、「原発事故」という脅威さえも背負い込んで、歴史上まれに見る大惨事となりました。

東日本大震災では、多くの人の命が奪われるとともに、残った人たちの多くが家を失い、仕事を失い、生活の場を失いました。日本の食糧基地とも言われた有数の農業地帯が、地震と津波によって壊滅的な打撃を受け、福島県では原発事故によって多くの住民が職を失い、農家はふるさとでの農業をあきらめざるをえない事態にもなっています。

被災地では、農協に働くなかまの多くが、自らも被災しながら地域と農家のために奮闘している姿を目にします。農協労働組合が、なかまの雇用と暮らしを守るために奮闘しています。一日も早く元の生活に戻れるよう、国をあげて支援していかなければなりません。

この大惨事の教訓と再生へのプロセスがこれからの日本と、日本農業の未来に大きな影響を与えることは間違いありません。2011年運動方針を提起するにあたって、私たちがめざす運動の方向が、こうした「再生」への道と重なり合うことが大切だと考えます。

2012年は国連が定めた「国際協同組合年」であり、同じ年「第26回JA全国大会」が開催されます。「協同組合」の役割が問われる年となります。困難な状況にあればあるほど、その力を発揮するのが協同組合です。人と人のつながりの力を武器に、困難を乗り越えることができるのが協同組合です。

人と人のつながりを力に運動を前進させることができるのは労働組合も同じです。「人」を大切にしたい協同組合と労働組合の運動を大いに前進させましょう。私たちのたたかいは、協同組合と労働組合発展とともに前進していきます。

# **2010年度活動総括（案）**

# 第1章 東日本大震災と労働組合の活動

## I 東日本大震災の現状

### 1、未曾有の大災害の中で

#### (1) 先行きの見えない不安が被災地に広がっている

震災直後から、住民は明日からの生活への不安に苦しんできました。震災は、家族を、家を、仕事を奪い去って行きました。明日からの生活不安は、家を失い、仕事を失ったからだけでなく、「ワーキングプア」と呼ばれる「貧困層」が増え続けてきたことにより、当座の生活資金さえ危うい国民の生活の実態が被災地にもあるという現状からも注視すべき問題です。

「東日本大震災」は、日本国民を苦しめ続けてきた「貧困と格差」を国民の中に広げ、「構造改革」の弊害をも浮き彫りにしました。震災直後のガソリン不足やモノ不足は、こうした「構造改革」「規制緩和」がもたらした「人災」でもあり、被災地への救援を遅らせる結果にもなりました。

#### (2) 福島第一原発事故は自然災害をきっかけにした「人災」

東京電力の「もうけ優先」の経営と大企業を優遇してきた政府の対応が、原発事故をさらに大きくしてしまいました。事故直後の対応はもちろん、これまでさまざまな分野から指摘を受けた安全性について無視し続けてきた責任は重大です。

国がこれまで進めてきた「原子力政策」が、こうした事故を引き起こしたことは否定できません。「安全神話」を前提に原発をつくり続けてきた歴代の自民党政権や、大企業などの原発推進勢力の責任は重大です。

「原発事故」が、これからどういふ影響を与えるのかが見えず住民・国民は不安感でいっぱいです。地元、福島県双葉町をはじめとした住民は、生活の根拠を根こそぎ奪われています。子どもを持つ家庭では、一日も早い生活の立て直しを迫られ、泣く泣く地元から遠く離れた地に生活の根拠を移す決断を迫られました。

原発被害が様々な形で福島県内はもとより日本全国に広がる中で、国民の不安を解消する国の方針は十分とは言えません。

#### (3) 暮らしと仕事の再生が急務

5月25日現在、岩手、宮城、福島で失業や休業した人が11万余に上ることを厚労省は発表しています。農協労働者も臨時・パートのなかまを中心に解雇・雇い止めが広がり始めています。震災直後、福島県労働局は福島第一原発の半径30km以内で5万数千人が雇用を失うとの予測を示しました。帰ろうにも帰れないこうした原発中心部の人たちとともに、広がる放射能汚染や風評被害などによって、多くの雇用が失われ、多くの人たちの生活が困難に陥っています。国は、こうした人たちへの手当を十分にする責任があります。

被災地では、自らが被災しながらも地域住民のためにがんばる自治体労働者などの姿がマスコミにも

取り上げられていました。自らが被災者となった農協労働者も、地域の一員としてがんばるとともに、仕事を通じて復興を進めています。

## 2、大打撃を受けた農業

### (1) 大地震、大津波、そして原発で壊滅的な被害を受けた農業

大震災は被災地の農業に多大な影響を与えました。今回の大震災の農林水産関係の被害は1兆8千億円（5月末日時点）にのぼり、今後調査が進めばさらに膨らんでいくことが予想されます。宮城県では県内農地の11%超の農地が津波被害に遭い、地震・津波による建造物被害や農地への被害からの復旧は、国の支援なしにはかきません。

原発被害がどこまで拡大するのかは、福島県や近隣の農家、農業関係者にとっても死活問題です。原発周辺の多くの農家が、これから農業を続けていくかどうかの決断を迫られ、畜産関係を中心に廃業に追い込まれる農家が増えています。日々のくらしがやっとの農家にとって、つくった野菜をはじめとする農畜産物が売れないことは死活問題です。風評被害も含めた全面補償が必要です。

### (2) 補償だけでは済まない大きな被害

「今後農業が続けられるのか？」という農家の不安は、国や電力会社の補償だけでは済みません。1日も早い復興の道筋を示すことは重要ですが、被災地の農家や住民の意思を十分反映させることが重要です。

農協や関係団体・会社の経営にも先行きの不安をもたらしています。労使の間でも、事業が成り立たないことで、今後の雇用や労働条件への不安は増えています。

被災者の「二重債務」問題や、津波にあった土地の復旧問題、放射能汚染された土壌の回復などの対策を早急に示すことが必要です。

「復旧・復興」に名を借りた農林水産業の「構造改革」では、地域住民のくらしと仕事は再生できません。

## II 農協労働組合の活動

### 1、全国の農協労働者からの支援

#### (1) 全国のなかまからの支援

東日本大震災直後から、全国の農協労働組合の支援が始まりました。全農協労連本部も「大震災対策本部」を直ちに設置し、被災地との連絡を取り合いながら全国のなかまへの情報発信と支援活動を行いました。また、全労連や純中立労組懇などとともに「東日本大震災労働者対策本部」を立ち上げ、被災地の支援活動を他産業労働者・労働組合とともに進めています。

全国のなかまからは支援物資や義援金が寄せられ、被災地に届けられています。系統農協でも支援物資や募金活動を続けており、農協労働者の多くがこうした農協の取り組みにも協力しています。

## (2) 東北のなかまの活躍

東北地本のなかまは、震災後早くから物資をトラックなどに積み、直接被災地を訪問し、支援物資を手渡しました。また、炊き出しの手伝いなどの支援活動にも奮闘しています。青年層は震災直後から機敏に動きまわりました。街頭でのカンパ活動や支援物資の取りまとめなどに奮闘しています。被災地宮城の青年部組織は、近隣の被災者への支援に奮闘しています。

## 2、被災地のなかまの雇用とくらしを守るために奮闘

### (1) 雇用とくらしを守る労働組合の活動

被災地のなかまの雇用とくらしを守るために、労働組合ならではの活動を行いました。地震と津波、原発事故で農協機能が失われた中で、働く人たちの雇用とくらしを守るため、労働組合への結集を呼びかけ、ともにたたかっています。

福島第一原発事故によって町ごと避難を余儀なくされた「ふたば農協」や「そうま農協」では、なかまの雇用を守るたたかいに奮闘しています。

### (2) 全中要請や東京電力、政府への要請行動

全農協労連本部は、被災農協の雇用や労働者のくらしを守るための要請を全中に行い、「どんなことがあっても農協はつぶさない、労働者の雇用は守る」ことを確認しました。福島（単）では、この全中要請の確認事項を、原発被害にあった農協の雇用を守るたたかいに役立てています。

「労働者対策本部」や全国食健連、農民連などとも共同して政府や東京電力への要請行動を繰り返し行いました。

## 第2章 要求と運動の前進

### I 労働組合は「厳しさ」とどうたたかったのか

#### 1、「アキラメ」とのたたかい

##### (1) 農協経営の厳しさとのたたかい

農協経営の厳しさは変わっていません。農産物の価格の低迷と、相次ぐリストラ「合理化」によって、農協事業はますます縮小の方向に向かっていく中で今春闘は始まりました。当初から、「厳しさに負けず」すべての労働組合が要求を提出したたかおうと呼びかけました。

春闘時と重なった東日本大震災によって、被災地はもとより多くの単組が新たな困難に直面しています。被災地では、どんな状況でも労働組合への団結を呼びかけるとともに、労働組合員・労働者を守る

ための奮闘が続いています。

## (2) 粘り強くたたかったところで成果

1年間の運動では、これまで「あきらめ」が先行して要求さえ出せないできたところでも、変化を求める労組員の声にこたえ、なかまが要求を出してたたかうことで成果が上がり始めています。要求を出しても出しても前進しない中で、あきらめず数年間継続して要求し続けてきたことが実を結んだ例があるなど、あきらめず頑張ることが成果に結び付いていることが特徴的です。

東日本大震災の被災地では、農協の存立そのものが危惧されるもとでも、なかまの雇用や労働条件を守る切実な要求を掲げてたたかうなど、労働組合の存在意義をかけたたたかいが続いています。

## 2、「支払い能力論」とのたたかい

### (1) 学習と職場班活動に弱点

「支払い能力論」に負けず頑張っている労働組合は、学習と職場班活動の徹底という「原則的な」活動を重視しています。労働組合の役割や情勢学習、賃金や権利の学習を具体化し徹底することで、多くの問題点が解決できることはこの間のたたかいと運動が示しています。

全農協労連が9月に開催した「全国労働組合セミナー」では、労働組合の基本的な役割を学習し、賃金や農業問題の課題と運動について学び、「支払い能力論」をテーマにした模擬団交を行いました。参加者の中には、こうした学習を積極的に活動に取り込み、要求を前進させているところもあります。

### (2) 執行部の取り組みへの執着心がたたかいの前進に

学習と職場班活動という原則的な活動を徹底する具体的な取り組みの提起と、先頭に立って実践する労組執行部の取り組みへの執着心が、たたかいの成否にも結び付いていました。「職場は忙しい」と提起を十分に行わないことや、自らの仕事の忙しさから、点検や対策が不十分になっている例も少なくありません。

実際に、執行部・役員が忙しさの中でも、「今年は要求づくりに全力をあげよう」「職場班を確立しよう」などの目標を決めて動いたところでの前進が目を見せます。年間の運動を計画する段階や、たたかいの準備段階などで、そうした意思統一をして取り組むことが大切です。

## II 「働くルール」を確立する運動はどこまで進んだのか

### 1、長時間労働の規制と労働組合の取り組み

#### (1) 長時間労働、賃金未払い残業、労基法違反をなくす取り組み

2010年秋期年末闘争では、長時間労働を規制するための「二つの取り組み」を、2011年春闘では「三つの取り組み」を提起しました。まず、自らが割増賃金・時間外手当をきちんと請求すること、「36協定」の上限時間を規制する取り組みを行うこと、人員増のたたかいをすることによって、残業

代をきちんと支払わせ、長時間労働を根本的に規制することを提案しました。

要求を続けることにより、「働くルール」の確立が一定前進しているところもあります。しかし多くの単組・職場では、賃金未払い残業の是正が“労働基準監督署頼み”になっているのも間違いありません。

## (2) 「学習」を力にした労組

“変化”が学習によってもたらされることが多いことは、この間の実践からも明らかです。労組幹部が「これくらいのことは知っている」と思っていることでも、職場の労働組合員は知らないことが多いものです。職場の一人ひとりの労組員が正しい知識を身につけて、労基法違反の是正などの取り組みや、安心して働き続けることのできる賃金や労働条件の確保にすべての労組員で取り組むことが必要です。

職場を単位とした学習会開催に、思い切って足を踏み出すことで運動が前に進んでいます。また、こうした取り組みを提起する執行部の意思統一が重要です。執行委員会が率先して学習会を行う例も増えており、学習した執行委員が率先して職場班の学習会の講師活動を行う例も増えています。

## 2、農協事業のあり方と労働組合の取り組み

### (1) 「もうけ優先」の経営と労働組合のチェック機能

農水省や県の業務改善命令が続きました。単協・連合会・関連会社に至るまで、農産物の表示違反等の法令違反が後を絶ちません。「表ざたにならなければいい」など、もうけ優先の経営のあり方があるとすれば危険です。労働組合の弱体化が、経営に対するチェック機能を低下させているケースも見られます。労働組合の弱体化は、経営側からの労組つぶし、弱体化攻撃の結果であるとともに、それを許してしまう労働組合の活動のあり方にも問題があったことを、率直に見ることが必要です。

### (2) 「ノルマ」から事業の見直し、働き方の見直しをはかる取り組み

人減らし「合理化」によって、一人ひとりの労働者には「効率化」が求められ、人事考課と連動した「目標管理」「ノルマ」によって、長時間労働と「タダ働き」が押し付けられています。働き方の見直しは、事業の見直しにも通じるものです。香川県農協労組の「共済推進規制」の取り組みは、こうした観点に立った取り組みとして重要です。

また、大分（単）下郷分会では、「ギフト商品」のノルマに対する規制の取り組みを通して、協同組合らしい事業の見直しをはかるために、労働組合に対策委員会を設けて検討を進めています。

## 3、労働組合の役割と労使対等のたたかい

### (1) 「労働条件」「就業規則」の一方的変更を許さないための課題

労働条件の変更を前提とした就業規則の変更にあたって、労働組合との協議も行わないままで行う例もあります。また、経営側から「就業規則の変更」案が示される際、「意見書提出」を同時に求められることがあります。極端な場合には「意見はありません」という文書に「記名捺印をしろ」と提示される例もあります。

労働条件の変更にあたっては、いかなる場合も労働組合との協議なしに変更できるものではありません



ん。「意見書」提出の前には、必ず団体交渉をもち、労働組合の要求（対案）を示して協議することが必要であることは、これまでの方針や学習会でも強調してきましたが、たたかいを最初から放棄して一方的な変更を許す労働組合も見られることは残念です。

すべての労働条件の変更は、「労使合意」が原則であることは言うまでもありません。経営側が一方的に「改悪」することなど、あってはならないことです。労働組合はなかまの要求を実現するための組織です。労働条件にかかわる問題は、すべてなかまの意思を反映させ、要求を対置して取り組むことが必要です。

## (2) 労働者・労働組合の権利を守るたたかい

全国のなかまから大きな支援を受けている2単組の裁判闘争が、それぞれ上級審で全面勝利判決を受けています。

京都府農協労連の「京都農協不当労事件」は、経営側が中央労働委員会の命令を不服として裁判を起しましたが、東京地裁は、中央労働委員会と労働組合側の主張を全面的に支持した判決を言い渡しました。国会議員でもあった会長自らが労働組合員に対しておこなった、「労働組合つぶし」「支配介入」事件です。府労働委員会、中央労働委員会、裁判所と闘争の場は移りましたが、そのたびに経営側の行為がことごとく「不当労働行為」として断罪されてきました。秋期年末闘争時には、全国から多くのなかまが参加して行動を行いました。

新潟（単）佐渡農協労組「高千の里事件」は、退職届の撤回をめぐる争いとともに、経営側の非民主的運営が問われたものでしたが、地裁に引き続き東京高裁においても完全勝利の判決が下されました。両事件とも、経営側は上告をしています。

## Ⅲ 農業・農協攻撃とどうたたかっているのか

### 1、日本農業を守るたたかい

#### (1) TPP反対のたたかいはどこまで進んだのか

学習会や共同行動などの盛り上がりは、政府に早急な結論を出させないできました。これまで労働組合や民主団体などとは一線を画してきた全中をはじめ、単協にも幅広い共同を広げる動きが出始めています。

東日本大震災で中止になった全中主催の反対集会や、「TPPから日本の食と暮らし・いのちを守るネットワーク」への参加依頼は、新しい共同が大きく広がっていくことを示したものとして評価するものです。これまで私たちが求めてきた、国民的共同の運動が大きく前進するきっかけとして期待します。

#### (2) 安全・安心な食料を求める声の広がり

東日本大震災を口実にしたTPP参加促進や農地の集約化・農家の選別の動きがある一方で、「地産地消」や「食料自給率向上」とともに、「地域復興の土台に農林水産業を」の声が広がっています。震災からの地域の再建は、地元根付いた農林水産業や地場産業が再生されることが必要です。

食中毒事件や表示偽装など、食の安全・安心が脅かされる事件が続いています。規制緩和、公務員削減によって、監視体制がとれなくなっていることも原因の一つです。

## 2、農協攻撃への反撃は

### (1) TPP参加の動きと連動した執拗な農協攻撃

TPP参加の条件づくりとして進められてきた「規制・制度改革」は、農業つぶしの攻撃とともに、農協への攻撃も強めてきました。長年にわたってアメリカから要求されてきた「共済事業」への攻撃は執拗で、行政刷新会議、規制・制度改革分科会では、「農協から信用・共済事業を分離」する方向で議論が進み、3月の中間とりまとめでは、「農協の信用・共済事業部門からの農業関係事業部門の自立・・・」として、各事業間の補てんをなくす方向で答申がなされました。

### (2) 農協攻撃に正面から反撃できない弱さ

残念ながら、私たち農協労働者の中に、農協事業が農家組合員の役に立っているという確信が持てないことが理由で、農協事業に対する攻撃に農家組合員と共同した運動ができない現実があります。

単協労働者への事業推進ノルマ達成の強要は、農家組合員の立場に立つことよりも、労働者自らのノルマを優先させてしまう事態も引き起こしています。農家組合員の利益よりも農協の利益を優先するかのような事業のあり方は、農業を続けることに希望の持てない農家組合員の不信感をいっそうかき立て、「農協離れ」につながる原因の一つにさえなっています。

単協労働者はもとより、連合会労働者や別会社化された職場の労働者は、リストラ「合理化」＝人減らしが進行することによって、農家や単協労働者、他の連合会労働者との接点が少なくなり、「協同組合運動」といった視点が薄れている職場も出てきていることは否めません。

## IV 組織強化、日常活動の活性化

### 1、すべての労組員が活動に参加するための取り組みはどこまで進んだのか

#### (1) 職場班の確立、網の目話し合い、学習はどこまで進んだのか

すべての労組員がたたかいに結集することをめざしました。そのための取り組みを、「職場班の確立」「網の目話し合い」「学習」として10数年間提起してきました。なかまの団結のためには、労働組合が一人ひとりの労組員を大切にすること、職場班の確立となかまどうしの話し合い、すべての労組員が学習活動に参加することを徹底しようと呼びかけました。

「うちの労働組合は元気がない」「労働組合になかまが結集するにはどうしたらいいのか」という労組幹部も多いのですが、労働組合の日常活動を徹底し、決めた方針をきちんと実践する執行部の意思統一を繰り返し行うことが大切です。

学習活動の前進は、少なくない労働組合に活気を取り戻させています。労働組合の基本的な役割や、TPPをはじめとする農業問題の学習、団体交渉の進め方（模擬団交）などは、労働組合の活性化に大いに役立っています。執行委員が先頭に立ち自らが学習するとともに、すべての労働組合員の参加を呼びかけを行っている労働組合が増え始めています。

#### (2) 財政活動の健全化

2010年度運動方針では、あらためて「適正な組合費水準（2%）＝第51回定期大会決定（財政強化方針）」を示し、運動に必要な財政の確立をはかることを決定しました。労組活動の活性化にとって必要不可欠な財政の取り組みは、単組で真剣に受け止められ、全農協労連への100%登録単組数も増え、登録率もわずかですが増えています。

運動に飛躍的な前進が求められる今、財政の確立はこれからも必ず取り組まなければならない課題です。

## 2、各分野の取り組み

### （1）青年の活動

青年部の結成で労働組合を活性化させたいと、青年たちが立ち上がっています。今年度、全農協労連青年部では、毎年恒例の「ヤングセミナー」を開催するとともに、青年部幹部の育成のために「青年部役員セミナー」を開催しました。全農協労連青年部の結成と一連の活動によって、全国の青年部・青年層への刺激となっているようです。地本・単組で青年部結成・確立の取り組みが始まっています。

東日本大震災の直後、みやぎ仙南農協の青年組織は、いち早く被災者救援の活動を行っています。各地の地本や単組でも青年組織を中心に、支援活動に取り組み始めています。

### （2）女性部

「第43回農協に働く女性のつどい」が10月に開催され、全国から女性労組員が参加しました。この「つどい」では、JALで働く客室乗務員の労働組合（CCU）の解雇撤回のたたかいの話を聞き、参加したなかまの悩みや日常の活動についても話し合いました。また、全農協労連女性部の結成をめざし、話し合いも行いました。

東北地本の女性組織「ミモザの会」結成に続き、千葉（単）北酪農協労組でも「アカツメクサの会」が結成されるなど、女性部結成の動きが単組にも広がり始めています。

## 第3章 「組織拡大3カ年基本計画」第3年次の総括

### I 第3年次の取り組みと到達

#### 1、組織拡大の取り組み

##### （1）第3年次の取り組みの目標

「組織実数・登録ともに10%以上の成果をあげよう」という目標をたてました。組織拡大は、なかまの要求実現の力を大きくすることだとし、要求で団結しようと呼びかけました。

また、組織強化の課題も併せて提起、未登録組合員を解消する取り組みは、一人ひとりの労組員の自覚を高める取り組みであることを強調しました。

## (2) 第3年次の取り組み

「組織拡大3カ年基本計画」の最終年度となる第3年次の取り組みは、これまでの2年間の取り組みを踏まえ、具体的な行動と成果が求められました。そうした中で、単組・地本によっては、具体的な行動提起のもとに、積極的な取り組みを進めています。

東日本大震災および原発事故によって壊滅的な被害を受けた被災地の農協で、労働者の雇用や身分、賃金を守るという活動を通じて労働組合への結集が進んでいることに注目することが必要です。

単協労では、雇用・身分の不安定な臨時・パート労働者や、別会社に働くなかまの組織化に足を踏み出しています。また、そうした臨時・パートや別会社、関連団体等からの労働相談も寄せられ、相談活動を行う中で組織化の取り組みも進められています。

## 2、第3年次の到達

### (1) 組織拡大の到達

第3年次は計画の最終年度、仕上げの年でした。第3年次は、全農協労連への「未登録解消」の取り組みとあわせて、組織の前進を目に見える形で進めようと呼びかけたものでした。多くの単組の取り組みの結果、単協労県本部への新たな単組の加入をはじめ臨時・パート労働者の組織化など、積極的な取り組みの成果が上がりました。

### (2) 組織強化の課題は

未登録解消の取り組みは、大幅とはいきませんが多少の改善が見られます。登録率の前進は、各単組が真剣に取り組みを進めたことの反映です。

## II 第3年次の取り組みの教訓と今後の組織拡大の課題

### 1、取り組みの教訓

#### (1) 労働者の要求に合致したたたかいで組織拡大を

組織拡大は組織する側の都合だけで行うものではありません。労働者が労働組合に団結し、たたかうのは自らの要求を実現するためです。組織する労働組合側にとっても、未組織労働者を組織し、要求を実現することが全体の利益につながることに結び付きます。

組織拡大をするということは、そこに「たたかい」の場をつくるということです。加入したからと言って直ちに要求が実現できるわけではありません。切実な要求を実現するためにともにたたかおうと呼びかけることが何よりも大切です。

福島（単）の原発事故に関連して加入した労働組合のなかまは、これからも働きたいという切実な願いをたたかいによってかちとるために労働組合に加入しました。雇用や暮らしを守るために奮闘している県本部組織＝福島（単）や上部団体の姿を認めたからといえます。

## (2) 臨時・パート労働者、関連会社の組織化

臨時・パート労働者の組織化は、正職員だけでつくられた労働組合にとって、大きな「壁」を破るたたかいでもあります。臨時・パート労働者が職場にとって不可欠な存在になっている事実とともに、「もしも」の場合、「雇用調整の道具」として存在していることを容認しているケースも少なくないからです。

関連会社のプロパー労働者の組織化にかかわっても同様のことが言えます。「いざ」というときのために・・・、という意識が労働組合側にあることが組織拡大を妨げているのであれば、人減らし→事業縮小→経営困難という負のスパイラル構造からの脱出をはかることが必要だという点で、労働組合が意思統一することが求められています。

## 2、今後の取り組みの課題

### (1) 「組織強化」と「組織拡大」は表裏一体のもの

「足元を固めてから」「組織強化が先決」などと、組織拡大の課題を先送りしてしまう傾向がまだ根強くあります。労働組合の周りにいるすべての労働者（関連労働者を含む）を組織化の対象としてみることができなければ、より低い身分、より低い労働条件で働く労働者を放置したままのたたかいとなり、当該労働組合が孤立化してしまうことになりかねません。

全農協労連綱領にもあるように、全農協労連の歴史はすべての農協労働者を組織することでした。今の農協労働者の地位は、そうしたたたかいの上にあるものです。「組織強化」を口実にして組織拡大に足を踏み出さないことは、組織強化どころか、組織を弱体化させることにもつながります。

### (2) 具体的行動の配置

「組織拡大の重要性はわかるのだが、どうしたら増えるのか分からない、何をしたらいいのか分からない」といったなかまがまだまだ多くいます。

未加入組織を身近に抱えている単組であれば、年に2～3回はオルグをすることが大切です。アンケートを携えたり署名をお願いしたりと、未加入組織の労働者と顔をつなぎます。訪問し、顔をあわせて話すことが重要です。単組や全国のなかまの活動を知らせたり、悩みや不満を聞くことで、相手から相談を受けることもできます。

臨時・パートのなかまとの対話の場を積極的に持ちます。お互いの気持ちをぶつけあう場が必要です。「組織してやる」のではなく、雇用形態の違いや組織の違いをこえて、職場をどうすればよくできるのか、なかまが安心して働き続けるために何が必要なのかをしっかりと話し合います。

## **2011年度運動方針（案）**

# 第1章 情勢の特徴

## I 深刻な日本経済

### 1、上がらない賃金、「デフレ不況」は深刻化

#### (1) 国民に否定されたはずの「構造改革」をおし進める民主党政権

自民政権時代の「小泉構造改革」によって「格差社会」はますます拡大し、国民の下した「構造改革ノー！」の審判の結果誕生した民主党政権は、いっそう貧困と格差をこの国に広げています。依然として300万人をこえる失業者と4.7%（4月）前後で改善しない失業率は、貧困と格差がこの国に広がっていることを示すものです。東日本大震災の被災地東北3県（岩手、宮城、福島）では、11万人をこえる失業・休業者が生まれています。新卒者の就職率も、2010年度（2011年3月末）大学新卒者3万3千人が職を得ておらず、過去最低の就職率となっています。

2011年4月の総務省家計調査では、1世帯当たりの消費支出は29万2500円余となり、7か月連続のマイナスとなっています。下がり続ける賃金が家計を冷え込ませ、経済を悪化させています。

菅民主党内閣は、自らが批判して国民の支持を得たはずの「構造改革」路線をおし進めてきました。その弊害が噴出するなかで発生した大震災・原発事故は、「構造改革」路線が「人災」として被害を増幅させました。

自民・公明の前政権は、自らが進めた「構造改革」路線がもたらした弊害には口を閉じ、民主党政権の引き下ろしに躍起になっています。

#### (2) 内需拡大によるデフレ脱出が必要

深刻な日本経済を立て直すには、「デフレ不況」からの脱出が大きな課題であることが指摘されています。輸出産業を中心とする外需頼みの経済政策の結果、円高を招き、国内の景気はますます低迷しています。

大企業は、国際競争力を向上させるとの名目で労働者の賃金を意図的に引き下げ、安価な労働力である非正規労働者をモノのように使い、中小企業には低い下請け単価を押し付けてきました。こうした結果が、リーマン・ショック以来の世界不況から各国が立ち直りつつあるのとは対照的に、ますます不況が深刻化しているわが国の現状となっているのです。

東日本大震災は日本の経済に大きな打撃を与えましたが、政府はこの震災からの復旧・復興にかかる財源を公務員賃金のカットをはじめ、国民に新たな負担を押し付けることで乗り切ろうとしています。大企業の「ため込み」には一切手をつけず、大企業は震災復興への支援や新たな雇用創出など自らの「社会的責任」には触れず、震災を「ビジネスチャンス」としてしかとらえていません。それどころか、この震災と原発事故による部品調達の不足・遅れや電力不足を口実に、大規模な人減らしを行おうとしています。また、部品の調達先である被災地の下請け中小企業の再建にも責任を持つことはせず、外調達の動きを強めています。

日本経済が立ち直るには、外需頼みの経済政策に頼らず、国内の景気を優先する経済政策に切りかえることが必要です。労働者の賃金を大幅に引き上げ、低賃金で雇用されている非正規労働者を正規雇用

にすることです。大企業が下請けいじめをやめ、正当な単価を支払い、ヨーロッパ並みに社会保障費を負担することが必要です。しかし、政府が進める「税と社会保障の一体改革」では、大企業への優遇税制には手をつけず、社会保障の財源を国民負担に求め、2015年までに消費税率を10%にすることを検討しています。

### (3) 大企業中心の政治からの転換

これまで自民党政権や民主党政権は、大企業の成長こそが日本経済発展の道だという政策をとり続けてきました。その結果、大企業が莫大な利益をため込む一方で、国民の中に「貧困と格差」が広がっていき、日本の経済は不況からの脱出ができないばかりか、ますます深みにはまっているのです。

その大企業中心の社会の仕組みを変え、本来国を支える中小企業や農業が発展する方策をとることこそが必要とされています。また、大企業優遇税制をあらため社会的責任を果たさせることが必要です。

大企業には、東日本大震災からの復興・再生をめざす被災地のために、新たな雇用を創出し、復興・再生のための資金援助を行うなどの社会的責任を果たすことが求められています。ため込んだ「内部留保」をこうした社会的責任を果たすために使わせるための、国民的な運動がいつそう求められています。

### (4) 被災を口実としたあらたな「構造改革」の動き

被災を口実としてあらたな「構造改革」を進めようという動きが活発になっています。大規模な津波にのまれた田畑や漁港を集約化して、「これからの日本の農林水産業のモデルとなるような」と、被災者の気持ちを逆なでする発言をする首長もあらわれています。

被災地では、失業・休業を余儀なくされた住民が多数にのぼり、地域経済の土台とも言うべき農林水産業の1日も早い再生を待ち望んでいます。貿易（輸入）完全自由化の「TPP参加」は、こうした地域の基幹産業である農林水産業の再生に逆行するものです。農林水産業の集約化・大規模化で国際競争力をつけるというやり方は、被災地の多くの住民から職を奪いくらしを破壊することにつながり、一部の企業・輸出企業の勝手な理屈にすぎません。

## 2、いのちとくらし、仕事を再生させるための選択

### (1) 「構造改革」路線がもたらした震災被害の拡大と再生への障害

「構造改革」「規制緩和」路線は、日本を「格差社会」へと変えてしまいました。「ワーキングプア」と呼ばれる貧困層が増え、国民がその日のくらしに事欠くような事態が広がっています。被災者が前を向いて生きていこうとする懸命の努力を困難にしているのは、こうした「貧困化」です。

「構造改革」は、震災からの復旧・再生に様々な分野で障害となっています。東北地方の国公立病院は10年間で26施設も減らされ、東北地方の医療の大きな後退を招いています。

何よりも、財界・大企業の求めに応じて、大量の電力消費をまかなうために進めてきた「原子力政策」が、震災を未曾有の大災害にしたことです。

### (2) 国民の安全・安心社会を実現する「新しい国づくり」

原発事故の早急な収束は最重要課題です。また、被災地の復旧、被災者の心のケアも急がれます。住



民や農家は、家を失い、職場を失った人たちです。くらしと仕事の再生をはかるには、大きな負担が伴います。なかには、多額の借入金の返済に加え、再生のための新たな借入をせざるを得ない「二重債務」を抱える人もいます。「せめて『0』から出発したい」と願う人のために、国は最大限援助をすることが求められます。同時に、これから被災地の住民が安全・安心にくらせる街づくりが進みます。復興・再生に際しては、これまで住民が積み重ねてきた歴史やくらしを大切にしたい街づくりとともに、大震災を教訓とした防災・安全な街づくりが必要です。

また、震災からの復興を支援する国民全体が、防災や低エネルギー社会の実現や、くらしの安定と社会保障の充実した「新しい社会」をめざすことが必要です。

### (3) 「大震災復興」と財源問題

未曾有の大震災からの復興には、これまでにない規模の財政支出が必要です。国や各政党、大企業などからも、財源問題の提案や意見が出されています。

政府や野党の一部、大企業などからは「やっぱり消費税（復興税）」など、国民に新たな負担を押し付けるやり方で財源を確保しようとする動きが強くなっています。消費税は、不況に苦しむ国民はもちろん、明日のくらしに不安を抱える被災者にその負担は大きくのしかかってきます。

当面緊急性のない予算を回すことはもちろんですが、軍事費をはじめ、今後5年間、毎年1,800億円にもなるアメリカ軍への思いやり予算や米軍再編に伴う費用支出（3兆円）などはただちに凍結すべきです。また、企業献金を減らすことを口実に設けられた政党助成金は、この際きっぱりやめるべきです。

国家公務員の10%賃金削減（3,800億円）は、内需をますます冷え込ませることになり、国民に新たな困難を押し付けることとなります。また、こうした「震災復興」を口実とした賃金削減などの押し付けは、農協労働者をはじめ、他産業に働く労働者への影響も懸念されます。

「復興国債」などを発行して、大企業などに引き受けさせることも、大企業の「ためこみ（内部留保）」の活用という点からも検討すべきです。

## II 日本農業の現状と展望

### 1、日本農業をめぐる情勢

#### (1) 大震災・原発事故がもたらした農林水産業への影響

大震災・原発事故によって壊滅的な被害を受けた東日本各地は、日本有数の食料基地として、農業・水産業の生産が活発な地域でした。地震、津波による大きな被害からの復旧・復興が急がれますが、福島第一原発事故の影響を受けている福島県や北関東では、いまだに先行きに対する不安が解消されません。

東日本大震災の被害は、死者・行方不明者を併せて27,000人を超え、農林水産関係の被害は14,330億円（4月20日現在）にのびます。農業被害は大津波による土地・農産物被害等約7,300億円（同）のみならず、原発事故による被害（風評被害も含む）は計り知れません。今後の原発事故の行方によっては、国民の食の安全・安心はもとより、食料の安定供給にさえ大きな影響が出るものと考えます。

## (2) 震災を口実としたTPP参加は、被災地の復興を妨げるものに

こうした国難が降りかかっているこの時期に、農業を根本的に壊滅状況に追い込む「TPP参加」は絶対にさせるべきではありません。震災からの復興を口実に、農地の集約化と大規模化を進める動きがありますが、農業と関連する産業にかかわる人たちから職を奪うことは、復興の大きな障害にもなります。

日本経団連は5月末、東日本大震災からの「復興・創生マスタープラン」を発表し、被災地の復興プランで「構造改革」路線をすすめるとともに、消費税増税、TPP参加などの「新成長戦略」を進めることを求めています。同プランの、農林水産業の「復興」では、「複合経営体として企業的農業経営を行う民間事業体を確立」「大規模・先進的経営を実践」するとしています。

TPPへの参加は、外国（とりわけアメリカ）からの輸入を増やし、日本の経済復興にとって必要なモノづくり産業（農林水産業を含み）の発展・復興を妨げることとなります。

原発事故で問われる「低エネルギー社会」「安全・安心を保障する社会」の実現は、自然環境を重視した「循環型農業」や、エネルギー消費をできるだけ抑え、「旬」のものを食べる食生活を前提とした栽培による「地産地消」型の農業など、大規模化だけでは解決しない農業の方向性も問われるものになっていくのではないのでしょうか。

国際的に見れば、2010年以降の食料価格の高騰は続いており、FAOは「07年から08年にかけての食料価格の急騰は世界中で数億人の貧しい人たちから主食を奪ってきた」とし、警鐘を鳴らしています。国際社会に求められるのは、世界人口が2011年中に70億人を超すと見られる中で、各国が農業生産を持続的に拡大していくことが必要であり、「食料主権」を確立することだといえます。

## 2、日本農業を守る農協の役割は発揮されているのか

### (1) 「農業復権に向けたJAグループの提言（案）」と「第26回JA全国大会」の方向

全中は、大震災前に発表した「農業復権に向けたJAグループの提言（案）」で「1集落1経営体」など、農地の集約化と農業者の選別にもつながりかねない構想を打ち出しています。全中は、「農業後継者不足」を前提にこうした構想を打ち出したと言い、民主党が進める「農業改革」と根本的に変わらない提言内容も一部にあります。

東日本大震災によって荒れ果てた田畑を、農業を立て直すには、一定の集団的な営農集団が必要となってくると考えられます。しかし、それは農業従事者の選別化を目的とするものではなく、地域あげての「循環型農業」の推進や農業機械の共有などを前提とするものでなければなりません。

東日本大震災からの復興と、「食料主権」を前提とした新しい日本の農業のあり方は、政府が進めるアメリカ主導の「TPP参加」「規制・制度改革」では実現できません。2012年秋に開催される「第26回JA全国大会」に向けて、こうした日本の新しい農業のあり方について議論を深めていくことが必要です。

### (2) TPP参加反対の共同を広げる

TPP参加反対の運動が、農業を守るだけの取り組みをしては大きく広がらないことを農協系統も自覚し始めています。これまで、こうした運動がともすれば内部だけの取り組みとなったり、政府・自民党への政治的働きかけだけに終始していたことから、国民各層を対象とした共同を広げようとする

方向に転換してきたことを歓迎するものです。自治体の多くも、T P P参加に対し「反対」や慎重に議論を進めるよう求めた意見書を採択しています。

こうした国民の大多数の合意づくりに、労働組合も積極的に参加することが必要です。T P Pが食料や農業だけでなく、地域経済や国民生活に大きな影響を及ぼすことは多くの国民には知らされていません。T P P参加反対の共同を広げることが大切です。

## 第2章 農協労働者の状態と労働組合

### I 農協労働者の状態

#### 1、被災地のなかまの雇用・労働条件の確保

##### (1) 農協労働者の雇用の確保

大震災および原発事故により、農協の施設・建造物の壊滅的な打撃とともに、地域全体の機能が失われています。今後、地域の復興とともに農協機能の復旧と復興が進むこととなりますが、そうした仕事に力を発揮する労働者の雇用の確保が何よりも必要です。

原発事故の影響は、周辺住民から生活の根拠を奪っています。当該地域の農協では、今後の事業はどうか、農協の将来への不安が増しています。

直接被災していないか軽度である農協での「便乗」解雇、労働条件の切り下げに注意することも必要です。全中は全農協労連の要請を受けて、「被災地の農協をつぶすことや、そこに働く労働者の雇いどめはしない」と明言しています。

また、原発による被害（風評被害も含む）は、農協経営に大きな影響を及ぼしています。震災による被害とともに、今後の見通しさえ立たない中で、農家のくらしは明日のくらしの見通しさえ立たない状態です。農協の中心事業である営農・経済事業が成り立たず、くらしの見通しが立たない中では信用・共済事業が伸びることはありません。

原発問題は電力会社と国の責任です。被害と将来への支援頼みにならず、系統全体として復興に取り組むことが必要です。

##### (2) 労働組合に結集して雇用を守る

未加入・未組織のなかまの中から、「労働組合をつくろう」の声が広がり、相談も寄せられています。経営側からの攻撃もあるなかで、福島県農協労連には「上部団体の力を借りて、くらしと農協再建のめどを立てたい」という未加入農協労働者の声が寄せられ、組織化に取り組むとともに農協・中央会との交渉を行っています。

また、岩手や宮城でも、未加入・未組織のなかまへの支援を強めながら、労働組合への結集で困難を乗り越えようと働きかけています。

## 2、「働くルール」の確立が急務

### (1) 農協に働き続けることを困難にさせている低賃金と長時間労働

農協に働き続けることを困難にさせているのは、低い賃金と残業代さえまともに払われない長時間労働、そして「ノルマ」などによる働きがいの喪失が大きな原因です。

労働者は、①労働組合のたたかい、②労働基準監督署への告発・相談、③自己責任という方法で解決の道を見つけようとします。しかし、労働組合が職場になかったり、要求を実現する活動ができていない場合等の理由で、個人の責任で労基署に相談に行ったり、ガマンして働き続けるといった道の選択になってしまいます。

労働組合は、なかまが「働き続けること」さえ困難になっている原因をあらためて明らかにし、人減らしと賃金抑制を柱としたリストラ「合理化」とのたたかいを強化することが大切です。

### (2) リストラ「合理化」型の経営からの転換が求められている

農協の経営は、「もうけ」が優先する企業型の経営だけで成り立つものではありません。農業と農協の置かれている困難を、農家と力を合わせて打開することが「協同組合」として求められています。

農協の経営を維持することが目的となった「生き残り」のためのリストラ「合理化」型の経営は、農協事業をいっそう縮小させると同時に、農協労働者の心身の健康を阻害し、働く意欲を奪うことによって、中途退職や事業の停滞に結び付いています。

## II 労働組合の状態

### 1、なかまの切実な願いが労働組合に届いているか

#### (1) なかまの切実な声が労働組合の活動に反映されているか

労働組合が何よりも大切にしなければならないのは、なかまの切実な声を活動に反映させることです。リストラ「合理化」は「人減らし」と人件費抑制、労働者の人権を無視した働かせ方を押し付けています。

農協労働組合も例外ではなく、多くの労働者が、雇用問題や労働条件の悪化に苦しんでいます。労働組合が、なかまの要求実現のためのたたかいに全力をあげているでしょうか。

#### (2) 労働組合攻撃と労働組合のチェック機能の喪失が農協経営をいっそう困難に

労働組合への攻撃は、労働者が「人間として」働くことを否定するものです。労働者は、安心して働き続けることのできる賃金や労働条件を求めて労働組合に結集しています。労働組合への攻撃は、労働者の「要求」への攻撃です。

労働組合の果たす役割の喪失は、経営にも大きな影響を与えることになります。安心して働き続けることが困難な状況は、働きがいの喪失につながり、中途退職につながっていきます。労働者の働く意欲の喪失や中途退職は、農家組合員とのつながりを薄くし、事業の縮小にもつながります。経営悪化が続く農協の経営者が陥りやすい「もうけ優先」の経営に対して、「チェック機能」を果たすべき労働組合が

機能を失っては、「偽装表示」などのコンプライアンス問題が多発するのも当然かもしれません。

## 2、働き続けたいと願うなかまが行動を起こし始めている

### (1) たたかうなかま

上がらない賃金、改善しない労働条件にあきらめていたなかまの中から、「頑張る」なかまの姿が見え始めています。労働組合の役割を学び、全国のなかまの活動に励まされながら、原則的な活動を中心に、「網の目話し合い」「学習」「要求」にこだわることで活動が活性化しています。

こうしたなかまは、労働組合の果たす役割を「経済要求」の実現だけに求めず、働き続けられる職場環境の整備や、農業を守る運動などにも積極的に参加しています。

### (2) 労働組合をつくってなんとかしたい

これまで労働組合がなかった（過去に解散した）職場でも、青年層を中心に労働組合結成の動きが始まっています。

雇用をめぐる情勢が悪化する下で、青年層を中心に「働き続けられる職場」を実現することが、なかまの「要求」として大きくなっています。「年越し派遣村」や「非正規切り」とたたかった労働組合が注目される中で、青年層の労働組合への期待も高まっています。

## 第3章 運動の基調

### I 国民の力を結集して希望の持てる社会、地域社会の基盤としての農業を確立する

#### 1、誰もが安心してくらせる社会・地域をつくるための運動に参加する

大震災を機に、安全・安心なまちづくり、国民のくらしが大切にされる社会づくりを震災地復興とともに全国で進めます。「貧困と格差」をなくし、国民の命が大切にされる社会を実現します。安全・安心を前提にした再生可能な自然エネルギーの開発とともに、CO<sub>2</sub>削減対策を強化した環境政策の確立を要求し、実現に向けて運動を進めます。社会保障を充実させ、「セーフティネットワーク」を拡充するための運動に、職場・地域から取り組みます。

#### 2、地域社会の基盤として、持続可能な農業を確立するための運動

農林水産業は国の基盤です。国民の食の安全・安心・安定供給を保障するためには、これからもずっと農業を続けられる環境づくりが必要です。

食料主権を国の柱として位置付け、価格保障や所得補償など農家が安心して働き続けられる政策を確

立するよう運動を強めます。

### 3、協同組合の役割を最大限発揮させる

人間が大切にされる「協同組合」こそが、誰もが安心してらせる社会と、安全・安心な食料を安定的に供給することができる持続可能な農業をめざすために頑張るときです。東日本大震災や宮崎県の口蹄疫・鳥インフルエンザ発生などあらゆる困難に陥った時にも、暮らしを守り、未来に希望をつなぐために奮闘した協同組合のなかまがいました。

当然のことながら、こうした時に協同組合の役割を発揮させるためには、そこに働く労働者の雇用や身分が保障されなくてはなりません。苦しいときにリストラ「合理化」で経営を維持するのではなく、協同組合の役割を発揮させることができる人材を確保することが何よりも大切であることは、この間の危機を克服するための取り組みを見ても明らかです。

## II すべての農協労働者、農に関連する労働者の団結と連帯の力に依拠して運動を進める

### 1、産業別労働組合の機能を発揮する

農協、農業に関連するすべてのなかまの団結と連帯で運動を進めることが大切です。「企業内労組」のたたかいに終始してしまうことは、産業全体の水準の引き上げにつながらず、結局は要求実現の速度も規模も低いままに終わってしまいます。

すべての農協労働者・農業関連労働者の要求を実現する組織として、全農協労連が産別労働組合の機能を発揮するとともに、産別組織になかまが結集することが大切です。

### 2、リストラ「合理化」、人減らし、労働者間の分断を許さない

農業・農協つぶしの攻撃と歩調を合わせ、系統では「組織二段、別会社化」などの組織再編が加速し、リストラ「合理化」、人減らしが加速しました。同時に、労働組合への不当な攻撃や労働者の分断攻撃が始まりました。労働組合では「企業内組合」色が強まり、「統一闘争」への結集が弱まってきました。

農協経営の困難さを人減らしで乗り切ろうとすれば、農協の事業はいつそう縮小せざるを得ず、協同組合として農家の営農と暮らしを守ることさえまならなくなるのは、この間のリストラ「合理化」の軌跡を見ても明らかです。どんな状況になろうと、農協労働組合の最も必要とされる役割は「雇用を守る」ことです。雇用を守るたたかいに全力をあげるとともに、なかまが安心して働き続けられる職場を守り、事業の発展に力を尽くすことが大切です。

農協労働者をバラバラにし団結の力を弱める分断攻撃は、農協労働者自身の要求実現をますます困難にするとともに、輸入自由化を進め、大企業の農業参入を目的とする農協系統や農業への攻撃を容易にさせることにもつながっています。

## III 職場と地域に活動の土台を据える

### 1、一人ひとりの労組員・労働者を大切に活動

農協、農業に関連するすべてのなかまの団結と連帯で運動を進めることが大切です。「企業内労組」

のたたかいに終始してしまうことは、産業全体の水準の引き上げにつながらず、結局は要求実現の速度も規模も低いままに終わってしまいます。

すべての農協労働者・農業関連労働者の要求を実現する組織として、全農協労連が産別労働組合の機能を発揮するとともに、産別組織になかまが結集することが大切です。

## 2、地域の活性化とともにある農協

農業（農林水産業）が地域社会の基盤であることは、農業の浮沈が地域の活性化に直接結びつくことも少なくないということです。農家組合員の営農とくらしを守る役割とともに、地域社会の発展に大きな貢献をしている農協の役割があることを自覚し、地域とともに活動する農協労働組合であることが大切です。農家や消費者、他産業労働組合や団体・組織との共同を土台に運動を進めます。

# 第4章 私たちの要求

## I なかまのくらしを支え、日本経済を立て直す大幅賃上げをかちとる

### 1、賃金に関する要求

(1) くらしを安定させ、これからも働き続けることのできる賃金を保障する要求

- ① 時間額1,000円以上、月額160,000円以上の農協内最低賃金を確立すること
- ② 産業別（農協および農に関連する団体）最低賃金制度を確立すること。

(2) あらゆる賃金格差・差別をなくすための要求

- ① 臨時・パート労働者の賃金格差を是正すること。
- ② 「地域係数」など、働く地域や場所による賃金差別は撤廃すること。
- ③ 労働者の不公平感が強い「人事考課」制度をあらため、一時金への「成績査定」反映をやめること。

### 2、要求の考え方

(1) くらしを安定させ、これからも働き続けることのできる賃金を保障する要求

- ① 時間額1,000円以上、月額160,000円以上の農協内最低賃金を確立すること
- ② 産業別（農協および農に関連する団体）最低賃金制度を確立すること。

## (2) あらゆる賃金格差・差別をなくすための要求

- ① 臨時・パート労働者の賃金格差を是正すること。
- ② 「地域係数」など、働く地域や場所による賃金差別は撤廃すること。
- ③ 労働者の不公平感が強い「人事考課」制度をあらため、一時金への「成績査定」反映をやめること。

## II すべてのなかまが安心して働き続けられる職場をつくる

### 1、長時間労働の規制と働き続けられる職場を実現するための要求

#### (1) 長時間労働をなくし、労働時間の短縮をめざす要求

- ① 労働時間を適正に把握し、時間外・休日労働の割増賃金を適正に支払うこと。
- ② 「管理監督者」の要件を十分に考慮し、割増賃金不払いの口実としないこと。
- ③ 「36協定」の1ヶ月の上限時間を35時間以内とすること。
- ④ 長時間労働の原因となっている人員不足を考慮し、人員増をはかること。
- ⑤ 年次有給休暇を消化できるよう人員配置を考慮するなど体制を整備すること。

#### (2) 健康で働きがいがある職場を実現する要求

- ① 安全衛生委員会の確立と機能の発揮で、メンタルヘルス対策に取り組むこと。
- ② 職場からパワーハラスメント、セクシャルハラスメントをなくすため、原因の明確化と職場研修の強化などの予防策をとること。

#### (3) 雇用・身分を保障する要求

- ① 雇用調整や人件費抑制の手段として、臨時・パート労働者の雇いどめは行わないこと。
- ② 人権を無視した退職勧奨は絶対に行わないこと。

#### (4) 労働組合の権利を確立し、「労使対等」を確立する要求

- ① すべての労働条件の決定においては、必ず労働組合との合意を得て行うこと。
- ② 労働組合の時間内活動を認めること。

### 2、要求の考え方

#### (1) 長時間労働を規制する「三つの取り組み」

長時間労働を規制する「三つの取り組み」＝1) 割増賃金の請求、2) 「36協定」の上限規制、3) 人員増の要求を実践するための要求です。一つひとつをきちんと取り組むことが必要です。

年次有給休暇は労働者にあてられた権利です。経営者には年次有給休暇に取り組むことが必要です。長時間労働の規制を、「24時間社会」から「人間らしく働く社会」への転換といった視点でとらえることが大切です。そういった視点から、長期休暇制度の創設や家庭的責任を果たすための休暇制度なども要求します。

#### (2) 健康で働きがいがある職場環境の実現



法律で設置が義務付けられている安全衛生委員会が「名ばかり」となり、実際には会合も持たれていないケースも多く、労働者の安全にも健康にも責任を持っていないのが現実です。労働組合がきちんとかかわり、問題点を提起して具体的に改善をはかることが必要です。

パワハラ、セクハラは職場の「暴力」です。労働組合が積極的に防止策にかかわることが大切です。労働者から見て“もっとも信頼できる人”を相談・対策の責任者におきます。

### (3) 雇用と身分を守る

臨時・パート労働者を「雇用調整の道具」として、都合が悪くなれば解雇・雇いどめをするといった労務管理の手法をやめさせます。「人間らしく」働きたいと願っているのは、正規雇用の労働者ばかりではありません。不安定な雇用形態で働く臨時・パート労働者は、より切実に雇用の確保を願っています。

東日本大震災・原発事故によって事業再開にも見通しが見つからない農協・事業所では労働者の不安は大きく、労働組合がこうしたなかまとともに要求を掲げてたたかうことが必要です。

中高年齢層への人権を無視した退職勧奨が行われる例が後を絶ちません。

### (4) 労働組合の権利を確立する

賃金・一時金の決定などの経済的要求に限らず、就業規則の変更をはじめとするすべての労働条件の決定において、労使が十分な協議を行うことが前提です。とりわけ、就業規則変更を「意見書提出」という形式だけの意見聴取で労働基準監督署に届け出してしまうやり方は、労働基準法の主旨にも反するものです。

## Ⅲ 協同組合の力を発揮して農業の未来をつなぐ

### 1、食と農、地域経済を守り、協同組合事業を守る要求

#### (1) 日本農業を守り、地域経済を守る要求

- ① T P P 参加反対の大運動をいっそう広げるため、農協が率先して地域の共同を呼びかけること。
- ② 東日本大震災被災地の農林水産業の再生にあたっては、被災地でこれらの産業に従事する人たちや、地域住民の意見を反映した復旧・復興策を講じること。
- ③ 所得補償制度を充実させ、農家の意欲を喚起する価格保障制度を設けること。
- ④ 労働組合が T P P 反対の運動に取り組むことを時間内活動として認めること。

#### (2) 農協事業のあり方に関する要求

- ① 事業推進における「ノルマ」の追求は行わないこと。および「自爆」をしない事業推進のあり方を労使で協議すること。
- ② 農協事業が「協同組合事業」として行われるよう、農家組合員や労働組合との協議にもとづく計画とすること。
- ③ 人減らし「合理化」をやめ、農家の声が反映できる人員配置・要員体制をとること。

#### (3) 食の安全・安心を求める要求

- ① 食の安全・安心を確保するための法整備および検査体制を充実するよう国に要求すること。
- ② 口蹄疫や鳥インフルエンザなどの防除、対策を強化するよう国に要求すること。

## 2、要求の考え方

### (1) 日本農業を守り、地域経済を守る

日本農業を守るためには、T P Pへの参加を許すことはできません。T P Pが日本の農林水産業に与える影響とともに、中小企業や医療分野、地方自治にも大いに関係するものとして、すべての国民の間で議論することが必要です。農協組織が地域で幅広い市民との共同を広げるよう求めます。

大震災を口実としたT P P参加や「農業改革」など、財界・大企業が狙う新たな構造改革を許しません。震災からの復旧・復興は、地元住民のくらしと仕事の再生が優先されるものです。「上から」の押し付けであってはなりません。

### (2) 農協事業のあり方

農協事業をめぐる「コンプライアンス」問題の根底には、農協事業が本来の「協同組合事業」としての役割を果たし切れていないことがあります。「事業推進」がノルマ化してしまうのも、事業が「もうけ優先」に陥っていることの証といえます。

組織再編は、事業の縦割り化をいっそう進め、農協事業から協同組合事業としての性格を奪い去っています。人減らし「合理化」がそれに輪をかけ、「効率化」の中で農協事業を通して農家や地域住民との結びつきが失われています。

### (3) 食の安全・安心

輸入農畜産物および食品の安全性を確保するための検査体制を充実するとともに、食の安全に関する法整備を早急に見直すことを国に求めることが必要です。

## IV 新しい社会をめざすための要求

### 1、くらしと平和・民主主義を守る要求

#### (1) 大企業の横暴を規制し、くらしを守り社会保障の充実を求める要求

- ① 労働者をモノ扱いする雇用政策をあらためるために、労働者派遣法を抜本的に見直すこと。
- ② 解雇規制を強化し、長時間労働を規制する抜本的な法の改正をおこなうこと。
- ③ 東日本大震災被災地の復興にあたっては、大企業に社会的責任を果たし、被災地のくらしと仕事の再生のための支援を行うよう求めること。また、「復興税」などの名目で新たな税負担を国民に求めないこと。
- ④ 大企業の優遇税制をやめ応分の負担を求めるとともに、消費税増税をやめ社会保障の充実をすること。

#### (2) エネルギー政策の見直しと安全・安心にくらせるまちづくりに関する要求

- ① 根拠のない「安全神話」にもとづく原子力政策を見直し、国内のすべての電力を、再生可能な自然エネルギーを利用した発電に1日も早く切り替えるよう、具体的な計画を早急に立てること。
- ② 東京電力は、福島第一原発事故を早急に収束するとともに、風評被害を含むすべての被害を補償すること。また国の責任において、すべての被害者・被害団体の救済を保障すること。

③ 自然環境を守り、循環型農業をはじめとする低炭素社会の実現を、大企業主導ではなく、住民の意思が十分反映されたものとする事。

### (3) 平和と民主主義を守るための要求

- ① 「核」のない日本、世界を実現するための運動に農協系統が積極的に取り組むこと。
- ② 米軍基地の日本国内へのたらいまわしはやめ、日本国内からの撤去すること。
- ③ 国民の意思が政治に反映するよう、国会議員定数の削減をやめること。

## 2、要求の考え方

### (1) くらしを守り社会保障の充実を求める

東日本大震災の復興にあたっては、大企業の内部留保の活用や、無駄な公共事業や軍事費を削減して復興財源に充てることを国に求めます。「消費税」を復興財源や社会保障費の財源とするより、大企業の優遇税制などをやめ、ヨーロッパ並みの社会保障への応分負担を求めます。

東日本大震災では、多くの労働者や市民層が仕事を失い、くらしに困窮する事態になっています。大企業が新たな雇用を創出するなどの社会的責任を果たすことが必要です。

### (2) エネルギー政策見直しと安全・安心のまちづくり

東日本大震災と原発事故は、くらしと社会のあり方まで根本的に問い直すものとなりました。多くの国民が原発への不安を訴え、国際的な世論も「脱原発」の方向に進み始めています。政府は、国民の不安を1日も早く解消するために、「原発0」へのプロセスを早急に示すことが必要です。

地球環境の悪化とともに、こうした天災・人災への不安を少しでも解消するための社会を建設することが重要です。大企業が、こうした国民の不安を「ビジネスチャンス」として、国や行政にさまざまな働きかけをしていますが、国民・住民の不安は「上」からの押し付けでは解消できません。住民参加で、安全・安心を実現することが大切です。

### (3) 平和と民主主義を守る

「放射能汚染」は原発だけの問題ではありません。最も危険な「核兵器」は直ちに廃絶することが必要です。核兵器を常に扱う米軍基地の国内たらいまわしは許しません。直ちに国内から撤去するよう求めます。

「政党助成金」など無駄な経費をそのままに、国民のさまざまな意思を反映する手段でもある国会議員を減らすなど、もってのほかです。大政党だけで政権を維持しようとする企みに反対します。

「日の丸・君が代」など、憲法が保障する思想信条の自由に背く「強制」を法律（条例）によって強行しようとする事に日本の民主主義の危機を感じます。

## 第5章 運動の課題と具体策

### I 「くらしと仕事、地域社会の再生」に全力をあげる

#### 1、被災地の「再生」に国民の総力をあげて

##### (1) 国民生活を脅かすことなく再生を進める

被災地がこれまでのくらしと地域社会の再生を果たすのは、日本全体の問題です。経費については、消費税増税や社会保障の切り捨てによって捻出するのではなく、大企業の優遇税制や「思いやり予算」、軍事費の削減などによってまかなうことで、国民生活をこれ以上脅かすことがないようにさせることが必要です。

震災を口実にした「ガマン」の押し付けや「自粛論」では、復興どころかこの国の経済はますます深刻になってしまいます。

##### (2) 被災地の住民の意思を反映した対策を

東日本大震災からの「復旧・復興」を口実に、この際とばかりに農地の集約化・大規模化をはかり、「大規模化モデル」とするような計画を押し付けようとする動きが一部にあります。被災地の再生は、農家や住民が安心して仕事が続けられるよう、被災地の意思を十分反映した対策を立てることが必要です。

#### 2、安全・安心の社会（被災地だけではなく日本全体）を実現する

##### (1) 「安全・安心」を土台に

東日本大震災からの復興にあたって、日本全体が「安全・安心の社会」をめざすことが必要です。大地震や津波はもとより、あらゆる自然災害から住民・国民を守る「防災」のまちづくり、安全と環境に配慮した自然エネルギーへの転換をはかることなど、国民の英知を集めることが重要です。

「ワーキングプア」と呼ばれる年収200万円にも満たない低所得者が、2009年には全労働者の35%、1800万人にもなっています。こうした人たちが、災害時に真っ先にくらしが立ち行かなくなる人たちでもあります。直接、間接の違いはあっても災害の影響で事業所が閉鎖、経営難になると、直ちに首を切られる人たちです。

また、農家の収入は労働者の最低賃金にも満たないことも多く、「これ以上農業は続けられない」と離農する大きな理由になっています。

大震災からの復興は、家や産業の再建とともに、住民・国民のいのちとくらしの「安全・安心」が保障される社会の実現が必要です。

##### (2) 地域社会全体の再建がかかる農業再生、いまこそ協同組合の出番

###### ① 農業再生は地域社会の再建に

農業が生活の基盤となっている東北地方で農業の再生をめざすことは、地域社会全体の再生につながります。再生までの一定の期間、生産を支える農家の生活支援や、農協をはじめ関連産業への国の支援が必要です。

被災地の再建がこれからの日本農業のあり方を問うものになります。被災地の農林水産業の再生にあたっては、農林漁業者、消費者、自治体、労働組合、市民団体の意見や要望を踏まえたものでなければならないのはもちろんです。市民レベルで「再生会議」等をたちあげ、自治体や国に意見を述べます。

## ② 農協が農業と地域の再生の先頭に立って

営利を目的としない協同組合の活動は、こうした危機に際して力を発揮するものです。人と人の結びつきによって心身に迫った危機を乗り越え、未来を切りひらくための力となるものです。

農協が、農家や地域住民の震災からの復興の先頭に立って奮闘することが必要です。農協に働く労働者の雇用や身分、労働条件をしっかりと保障することは、こうした再生の先頭に立つ協同組合の大きな力となります。

## (3) 大震災を口実にした「ガマン」の押し付けや「自粛」論とのたたかい

東日本大震災を口実にした「ガマン」の押し付けや、根拠のない「自粛」論が震災直後から横行しています。「被災地の人たちはガマンしているのだから」といった風潮は、モノの流通や観光産業などに大きな影響を与え、事業縮小や解雇さえ発生させています。

大震災・原発事故によって、これまでのくらし方や仕事の仕方など必要な見直しを行うことは当然ですが、根拠のない「ガマン」「自粛」は、日本経済をいっそう困難に陥らせてしまうことになります。

## II 「人件費抑制」型から「くらしの安定保障」型への人事政策の転換を求める

### 1、なかまのくらしを安定させ、将来を保障する賃金制度を

#### (1) 農協労働者は「コスト」なのか

##### ① 農協労働者の賃金

大企業中心の「もうけ優先」の経営では、労働者の賃金を「コスト」としてとらえる考え方が横行しています。しかし、人と人のつながりを優先する協同組合では、何よりも労働者を「モノ」として考え、労働者の賃金を「コスト」として考えることは決して“当たり前”ではありません。

農家組合員のくらしの安定を実現することは、農協の重要な役割の一つでもあります。農協で働く労働者が人として大切にされなければ、農家組合員のくらしの責任が持てる仕事ができるはずありません。労働者のくらしを安定させ、将来を保障する賃金・人事制度にするよう運動します。

##### ② 社会的賃金水準との差はどれくらいあるのかを明らかにする

農協労働者の賃金は、憲法25条に保障される「健康で文化的な最低限度の生活」の水準に到達しているのでしょうか。“最低限度”とは、人間が生命を維持することができる最低限度のくらしではありません。農協労働者としての役割を果たすために、安心して働き続けられる、意欲・誇りを持って働き続けることのできる賃金が必要です。

労働組合が家計費調査・生計費調査を実施することによって、くらしの安定と将来が保障されることが実現される「最低保障」ともいうべき社会的な賃金水準との差を労働者自身が自覚します。公務員賃金や地域の民間企業などとの比較や、全国で実施される「生計費調査」などを参考にすることも必要です。

一人ひとりの賃金実態を明らかにする「賃金実態調査」を行うことで、労働者間のさまざまな差別の実態も明らかになります。賃金の基本を「同一価値労働同一賃金の原則」「均等待遇」におき、学習を進めるなどの取り組みを強化します。

### ③ 職場内の格差や差別の実態を明らかにする

くらしの安定と将来が保障される賃金では、労働者の能力や成績による差、雇用形態や職種による差、居住している地域による差はありません。コース別（複線型）人事制度による賃金実態の比較や、職種の違いによる賃金の比較を行います。人事考課の考課結果の公表を求めます。

## (2) 競争・選別、差別の賃金・人事制度をやめさせる

### ① 職場の中のあらゆる差別をなくす取り組みを重視

労働者を競わせて成績をあげるやり方では、協同組合に働く労働者が誇りを持って働くことを妨げる結果になります。利益優先型の経営が「コンプライアンス」問題を引き起こしてしまう例はいくつもあります。

職場の中のあらゆる差別をなくすことは、人として当然であるとともに、労働組合の役割の中で最も大切なものといえます。歴史の中で、労働者を支配する手段として「差別」が重要な役割を果たしてきました。より低い身分や労働条件の労働者を職場につくることで、一部の労働者が優遇されているかのような錯覚を起こさせ、労働者全体を支配し、低い労働条件を押し付けて利益をあげてきたのです。

労働組合は、職場の中のすべての差別をなくすことに全力をあげます。労働者を競わせて選別する「人事考課」や「成果主義賃金制度」に反対します。

### ② 選別、差別の人事制度をなくす

コース別（複線型）人事制度による差別は、これまで男女差別の道具として使われてきました。広域異動ができないことを口実に女性の賃金を低く抑え込んできました。単協では、「ノルマ逃れ」のためにコースを選択するケースもあり、経営側は、こうしたことを利用して賃金抑制をさらに進めている例もあります。

「田舎だから安くても」などの生活根拠地の違いによる差別は、統合した連合会の賃金体系にも見られます。全国一律最低賃金制度への移行が政治レベルでも進み始めている中で、「地域最低賃金」を根拠にした「地域係数」によって地方ごとの差別賃金は、一刻も早く是正させることが必要です。

雇用形態の違いによる差別は、まず労働組合と労働組合員自らが克服すべき課題です。臨時・パート労働者や別（子）会社の労働者との格差が存在することを容認していたのでは、労働組合員自身の賃金・労働条件はもとより、雇用を守るたたかいはいずれは限界が訪れます。

### ③ 競争による分断攻撃を許さない

「もうけ優先」の経営姿勢は「事業ノルマ」などを労働者に押し付けるやり方で、労働者間の分断をはかっています。そうした人事制度のもとで、労働者は長時間労働、賃金不払い残業、メンタルヘルス不全、家庭的責任の放棄などを強いられています。

人減らしと「効率化」、「ノルマ」達成競争は労働者に「経営者目線」を植えつけ、労働者どうしの団結と連帯、共同（協働）を破壊してしまうことになり、協同組合組織である農協が「企業」化してしまう一因ともなっています。

## 2、大幅賃上げを経済復興の力に

### (1) 内需拡大は大幅賃上げで

日本経済を長引く不況に陥れた原因は、外需中心の経済政策が大きな原因です。国民の懐が冷え込んだままでは、日本経済を立て直すことはできません。東日本大震災からの復興を成し遂げるためにも、内需の拡大は緊急の課題です。

大幅賃上げで労働者の賃金を安定させることによって、デフレスパイラルからの脱却をはかることが必要です。

春闘時の賃上げ（ベア獲得）とともに、年収確保（年収の向上）をめざすためにも、一時金獲得のたかいをしっかりやるのが大切です。

### (2) 「貧困と格差」の解消と「全国一律最低賃金制度」確立

大震災と原発事故によって、被災地の住民の生活は全く見通しのつかない状態となりました。当座の生活費さえないという状況は、日本が「貧困と格差」の中にあることを如実に表しています。復興への道は、こうした「貧困と格差」の根底にある低賃金で働く非正規労働者の問題の解決にもつながるものです。日本の労働者の賃金は、雇用形態による賃金差別とともに、生計費を理由とした地域格差によっても低賃金が押し付けられています。

全国一律最低賃金制度の確立で、低賃金を打ち破ることが必要です。農協でも、すべての労働者が最低でも時給1千円以上という要求を実現するために、正・臨・パのなかまが団結して奮闘することが求められています。

国民春闘共闘委員会（会議）や純中立労組懇、全労連との共闘を進めながら、全国一律最低賃金制度を早急に確立します。

## III 「働くルール」の確立、長時間労働の規制を労働組合自身の運動で実現する

### 1、「24時間社会」からの脱却をめざし、人間らしい働き方の追求

#### (1) 人間らしい働き方の追求

##### ① 8時間労働制をあらためて見直す

震災・原発事故の教訓から、「低エネルギー社会」への転換をはかる動きが起こっています。「8時間（仕事）・8時間（睡眠）・8時間（自由時間）」という、私たち労働者・労働組合が歴史の中でめざし、かちとってきた、人間らしい働き方とくらし方についてあらためて見直すことが必要です。

長時間労働が常態化する中で、深夜労働さえいとわぬ働き方が、「24時間社会」を作り上げてきました。心身を犠牲にした働き方からの脱却を実現します。

## ② 長時間労働を規制する「三つの取り組み」

「割増賃金の請求」「労働時間の短縮・規制」「人員増要求」の三つの取り組みを徹底します。「割増賃金」は長時間労働を規制するためにつくられた制度です。請求しないことは、長時間労働を容認し、労働組合が長い年月をかけてかちとってきた「8時間労働制」を崩すことにつながります。労働者自らが、長時間労働やタダ働きを認めてしまうことは、労働者として自らを「無権利」状態に追い込んでしまうことになります。

「36協定」の締結にあたっては、協定の主旨である残業の規制に主眼を置くことが大切です。法律で定められた上限を守っていればよいとするものでなく、締結にあたっては、上限時間の短縮を要求します。

人減らし路線との決別は、事業の見直しの取り組みとともに、労働者が人間らしく働くことを求めるたたかいです。人員削減、タダ働き（賃金不払い残業）は、事業の発展につながるものではなく、長時間・過重労働を押し付け、事業の発展はもとより労働者の健康にも大きな影響を与えます。人員を増やす要求こそ、最も大切な「人間らしく働くこと」を求める要求です。

## (2) 健康で家族的責任が果たせる働き方の追求

### ① 心身ともに健康な働き方を実現するために

セクハラやパワハラは暴力です。暴力が日常的に横行している職場では、労働者が安心して働き続けることができないのは当然です。労働者が心身ともに健康に働けるようにすることは、経営者の責任です。徹底した教育・研修を全職員に行わせることが必要です。最近では、「ノルマ」未達を理由としたパワハラが、上司のみならず同僚からも行われている例も報告されています。パワハラが原因となり、心の病を発症するケースも増えています。

メンタルヘルス不全が増え続けていることの原因を明らかにし、対策を講じます。

安全衛生委員会が機能していない職場が多く、職場全体で労働者の健康に配慮する姿勢が問われています。長時間労働の規制、人減らしときちんと向き合う姿勢が労働組合に求められます。確実に委員会を開催させるとともに、労働者の健康を守るための具体的な手立てをとるよう要求します。

### ② 仕事と家庭の両立をはかる

長時間労働の規制と「ノルマ」管理の規制は、仕事と家庭の両立をはかる働き方にとって重要なものです。男性の長時間労働が常態化する中で、女性の労働時間も増え続けています。女性労働者にかかる家庭責任、家事負担は男性に比べて重く、仕事と家事とを合わせた労働時間は、世界でも1、2位を争う多さです。

育児・介護休業法をはじめ、家族的責任を男女で分担することを基本とした法律が整備される中で、こうした権利が職場できちんと取得できるような環境をつくることが労働組合に求められています。

## 2、どんな時でも雇用を守る

### (1) “苦しいから人減らし”で経営はますます困難に

雇用確保は労働組合にとって最も基本的なたたかいです。農協に限らず、経営困難に陥れば、どんな状況でも再建をめざすための方策として真っ先に挙げられるのがリストラ「合理化」、人員削減です。雇用を守ることは、労組員・労働者のくらしそのものを守ることはもちろんですが、農協の事業を守り



発展させる役割を果たす労働者を減らすことは、経営再建にとっても大きなマイナスとなります。

## (2) 被災地のなかまの雇用と働く場の確保

東日本大震災の被災地の雇用問題は深刻です。人と人のつながりが再認識された被災地で、復興のための力となる労働者が職を失っています。営業そのものができなくなった事業所（農協等）では、雇用を維持することさえ困難になっています。そうした時、私たちは労働組合の力、産別組織の力、他産業労働組合との連携もとりながら、系統農協や国への働きかけなども行うことが必要です。雇用の場の確保につながる事業創出など、労働組合の議論も行い、経営側や行政・国にも伝えます。

解雇などが予想されることがあれば、直ちに労働者と接触し話を聞くことが大切です。1日遅れれば、労働者は希望を失いあきらめてしまうこともあります。労働組合のなかまが、「あきらめないで」と呼びかけることが重要です。

## 3、労使対等の労働組合活動を

### (1) 労働条件は労使対等で決定する

「働くルール」を確立するのは労働組合です。どんな状況でも労働組合は要求を出し、経営者と対等に交渉を行います。「要求がない」というのは「要求をつかんでいない」ということに過ぎません。農協の経営が悪いことを労働条件に転嫁し、それをみすみす容認してしまう労働組合は、農協経営の悪化が労働者の責任であると自らが認めているようなものです。

一人ひとりの労組員・労働者の要求をしっかりとつかみ、要求し、交渉する労働組合活動を行います。日常活動を強化し、話し合い・要求づくりをしっかりと行います。一方的な労働条件の変更は許しません。たとえ相手方（経営者）から提案された労働条件の交渉でも、労働者の要求を対置してたたかいます。

### (2) 日常活動を強化し、労組攻撃を絶対許さない

労働組合攻撃を絶対に許しません。労働組合に対する攻撃がおこなわれる時は、労働条件切り下げや人員削減など、労働者への不利益攻撃が激しくなるときです。

一人ひとりの労働者を分断することが攻撃の基本です。労働組合がしっかりと団結して反撃します。日常の活動を強化し、一人ひとりが労働組合に結集してたたかうことが、攻撃する隙をつくらないことにつながります。

## IV 「協同組合」を社会的な「良心」「規範」の組織として機能させる

### 1、「もうけ優先」ではない「協同組合事業」の構築

#### (1) 農協が協同組合として力を発揮すること

信用・共済事業は、お金を預かるだけ貸すだけの事業ではありません。もちろん経営を維持し、労働者の賃金を確保するための事業でもありません。農家のくらしと営農を保障するための事業という、本来の事業のあり方から見直す必要があります。

営農・経済事業は、持続可能な農業、地域社会の基盤としての農業を発展させることを目標に取り組むことが重要です。農業が続けたいと願う農家が農業を続けられるよう援助することが必要です。協同組合は、もうけ優先の事業とは無縁の組織です。人と人のつながりを大切に、地域の共同の力を大切にする組織です。社会が「貧困と格差」に喘ぎ、脱出しようとするときに、その手助けをする組織として協同組合は力を発揮することが必要です。混沌とした社会にあって、協同組合が「良心」や正義を全うする「規範」の役割を果たすことは、農家組合員のためだけでなく、社会全体を変える力ともなります。

## (2) 「国際協同組合年」「第26回JA全国大会」で問われる協同組合の役割

2012年は、国連が「国際協同組合年」として、協同組合の役割を世界で見直すことを呼びかける年です。日本でも、農協系統や生協など「協同組合」組織（日本協同組合連絡協議会：委員長＝全中、茂木会長）が実行委員会をつくり、「広く国民に参加を呼びかけて、現代における協同組合の価値、役割について社会にアピールする取り組みを展開」するとしています。

同じ年、「第26回JA全国大会」が開催されます。東日本大震災と原発事故によって、被災地の農林水産業は大きな打撃を受けました。

被災地の農林水産業の再生は、今後の日本の農林水産業、地域経済に大きな影響を与えることは言うまでもありません。また、秋にはTPP参加をめぐる大きな動きがあります。TPP参加反対のたたかいとともに、日本農業のあり方と農協の協同組合としての機能発揮が問われる中で大会準備が始まります。

農家や消費者・国民の声とともに、私たち農協に働く労働者の声をしっかり反映した方針が確立されるよう、運動を強めます。

## (3) 協同組合組織の労働組合との共同

農林水産関係や生協など、協同組合に働く労働者との連携を強めます。昨年から「協同組合」組織への攻撃が相次ぐ中で、これらの組織との共同を追求してきました。日本の協同組合組織がその役割を果たすための運動を、労働組合の立場からすすめるための共同を引き続き広げます。

## 2、農協に「協同組合」としての役割をしっかりと果たさせるための取り組み

### (1) 「私たちの提言」

「第26回JA全国大会」を前に、TPP参加問題や大震災からの復興対策を踏まえて、農家や消費者、私たち農協労働組合・労働者の意見を持ち寄り、「私たちの提言」として全中に提出します。

「第26回JA全国大会」議案の策定にあたって「私たちの提言」が活かされるよう、全中との懇談・要請の場を設定します。

### (2) 農協事業のあり方を考える取り組み

「農協事業のあり方を考える」場を、産別本部はもとより、地本や単組でも設定します。農協事業を「協同組合」という視点でとらえ、現状の事業の問題点を明らかにし、現場の視点で農協事業をどう改

善していくのかを話し合います。

全国連、県連、単協、関連会社（団体）等、すべての農協に関連する組織からの参加が大切です。農協は、系統組織全体で協同組合事業を行っています。組織を切り離して成り立つものではありません。産別労働組合に結集するすべての労働組合からの参加を求めます。

## V 農業と地域経済を軸とした共同を広げる

### 1、切り離せない農業と地域経済

#### (1) これからの農業のあり方を地域からの議論で

これからの農業のあり方について議論することが求められています。国のめざす農業改革は、農業を続けたいすべての農家が農業を続けられる保障はありません。それどころか、農地の大規模化を進め、企業の参入を認め、多くの農家を切り捨てようとするものです。

農業は地域経済の重要な柱です。地域で持続可能な農業をめざすことが、その地域に人々が定住し、地域経済を支える力になります。

被災地の復興が、被災地の農林漁業者、消費者、自治体、労働組合、市民団体の意見や要望を踏まえたものでなければならないのはもちろんです。

#### (2) 自治体労働者や地域との共同

自治体労働者や地域住民とともに「新しい農業」のあり方を考えます。低エネルギー社会の実現や循環型の農業など、地域全体で考えることが必要です。農業を基盤とした産業の振興は、自治体の協力が必要です。

農協労働組合のつながりを生かし、自治体労働者・労働組合、農民、商工業者、消費者などの地域住民とともに、「まちづくり」を考えるための懇談の場などを設けます。

全農協労連本部では、昨年度から行っている自治労連本部との懇談を引き続き行います。

### 2、国民の命をつなぐ食料を安全・安心・安定的に供給するために

#### (1) TPP反対の運動を広く、大きく

国民の命をつなぐ食料を外国任せにしておくことはできません。「投機マネー」や異常気象によって穀物価格は高騰し、世界の国々で「飢餓」人口が増加しています。今回のような大震災・気候変動などが世界で起こることは十分考えられ、食料のほとんどを輸入に依存することは大変危険なことといえます。

安全・安心な食料を安定的に供給するには、日本農業を守り、国内産の農畜産物の生産を伸ばすことです。TPP参加に反対する運動に積極的に取り組みます。全中をはじめとする諸団体とも、一致する点での共同を広げます。

#### (2) 「秋のグリーンウェーブ」に積極的に取り組む

全国食健連の活動に積極的に参加するとともに、地方・地域での食健連活動を広げます。全国食健連

とともに「秋のグリーンウェーブ」に取り組みます。政府のTPP参加決定が9月に予想されることから、グリーンウェーブ前（8月後半）に行動を配置することも視野に入れて準備します。「グリーンウェーブ」、TPP参加反対行動などに、目に見える大きな運動として、すべての労組員が積極的に参加します。

## VI 安全・安心の暮らしを実現するために

### 1、住民の「いのち」と暮らしを守る政治を実現する

#### (1) 住民の暮らしが優先される政治へ

大企業優先の政治から、住民の暮らしが優先される政治への転換を求めます。東日本大震災は、もうけ優先の大企業優遇の「構造改革」「規制緩和」政策が、大震災などの緊急事態に住民の命にかかわることを明らかにしました。住民の命が保障される「セーフティネット」の充実と、平常時から最低限のライフラインの確保に国が責任を持つことが必要です。

「復興」や「社会保障」を理由とした国民負担はあらたな貧困を生みます。大企業優遇税制を改善し、国民に新たな負担を押し付ける「消費税」の導入に反対します。

生活保護の受給者は200万人を超え、史上最多となりました。政府は、生活保護制度を改悪し、「有期」制度の導入や受給基準を大幅に狭めようとしています。生活保護受給の議論を「働く気のない」者の需給打ち切りの議論にすり替え、憲法25条で保障された生きる権利さえ奪い去ろうとするものです。いのちと暮らしが国民の誰にも保障される政治を実現することが必要です。

#### (2) エネルギー・環境政策の抜本的な見直しを求める運動と取り組み

安全・安心、環境に配慮したエネルギー政策を求めます。「安全神話」に頼った原子力政策は直ちに見直し、「放射能汚染」という潜在的な危険性をもつ原子力発電の廃止（可能な限り早い時期）に向けた取り組みを求めます。

再生可能な自然エネルギーの開発を進めます。循環型農業の振興など、環境問題とともに取り組みを進め、低エネルギー社会の実現をめざします。暮らしに再生可能エネルギーの導入を進めるための国の支援を強めることを求めます。

バイオエネルギー、地産地消を進めフードマイレージを減少するなど、環境問題にも積極的に取り組みます。地域との共同を進める場に積極的に参加します。

### 2、平和と民主主義を守る

#### (1) 平和な日本のために

「海兵隊抑止力」や「核抑止力」など、潜在的に国民の命を危険にさらす機能を持つ米軍の、移転・駐留については、根本的に見直しを求めます。

「思いやり予算」や軍事費を削減し、大震災の復興にまわすよう要求します。憲法9条の改悪に反対し、「平和憲法」を守ります。

平和を守る取り組みに積極的に参加します。国民平和大行進への参加、原水爆禁止世界大会（長崎）へ

の代表参加を行い、単組からの積極的な参加を組織します。「9条の会」などの活動を支援します。

## (2) 民主主義の日本を守る

衆議院の定数削減や少数意見が反映されない選挙制度への改悪に反対します。政党助成金をなくし、震災復興など、国民の暮らしに役立てる予算を求めます。

「君が代」斉唱の法律（条例）による義務付など、憲法違反の思想信条の押し付けに反対します。

# VII 運動を進めるための土台を強化する

## 1、組織強化・拡大

### (1) 組織拡大3カ年基本計画の延長

「組織拡大3カ年基本計画」を延長し、「組織拡大5カ年計画2008～2012」とします。「3カ年基本計画」では、新たな単組の加盟があるなど一定の前進がありました。多くの単組では最終年度の2010年度、ようやく具体的な行動となり、足を踏み出し始めた状況です。計画を2年間延長することによって、2008年度からの3年間の積み重ねを、4万人全農協労連をめざすための具体的な行動と組織の前進が目に見える形にします。

具体的な計画については、別途方針付属の「組織拡大5カ年計画2008～2012（案）」として提案します。

### (2) 日常活動で前進する

「組織強化」は多くの単組が重点課題としてあげています。組織強化とは、すべての労働組合員がたたかいに参加することです。集会に何人が参加したかとか、アンケートの回収率が何%だとかだけの問題ではなく、一人ひとりの意思が反映された「要求書」を提出し、すべての労組員の団結の力によってたたかいが進むことが大切です。

労働組合が組織を強化するには、労組員一人ひとりの日常の活動を再点検し、「職場班」「学習」「話し合い」を徹底してやりきることです。

## 2、たたかう力をつける

### (1) たたかってかちとる

たたかいの中で配置される戦術・行動も、労働者・労働組合の運動とともに確立されたものです。資本を持つ経営者への対抗手段として発生したストライキなどの戦術も、労働組合の長年の運動の中で労働者の権利として認められてきました。「時代が変わった」からといって、労働者が要求を実現することの困難さは大きく変わりません。「ストライキは時代遅れ」という風潮の根拠はどこにもなく、リストラ「合理化」のもとで浸透してきた「経営者目線」と、企業内組合として「労使協調路線」を押し付けられてきたことによって、「たたかわない労働組合」路線が増えたことの表れともいえます。

労働組合は要求を前進させることが使命です。なかまの暮らしと仕事を守るために全力を尽くすこと

が求められています。なかまが団結してたたかうための力をつけることが必要です。

## (2) なかまの力で要求を前進させるために

要求の実現は、経営者との直接的なやり取りや裁判などの法的な判断によってのみかちとれるものではありません。なかまが職場や地域の労働者や農家、住民とともに進める運動が要求実現の大きな力となります。

これまでも「サーカス組合」や「幹部請負型」などと比喻される活動への批判と改善策を示してきましたが、すべてのなかまが参加する労働組合活動を前提に、執行部の果たすべき役割があります。自らの力量を強化し、発揮することは、なかまの運動を前に進めることとともにあるべきものです。

「たたかう力」とは、「要求実現にすべてのなかまが団結して」行動することにほかなりません。そのための学習や話し合いであり、日ごろの職場班活動を重視して、要求づくりと要求に団結するなかまづくりを進めることが何よりも大切です。

## 3、連帯と共同を広げるために

### (1) 産別のなかまとの連帯

#### ① 地本・県支部活動を充実させる

地本・県支部活動を充実させます。とりわけ、連合会労組と単協労組がある府県では、県支部活動を活性化することを重視します。一番身近にある産別組織として、たたかひの支援や交流などを積極的に行います。共同して「グリーンウェーブ」行動や組織拡大に取り組みます。

青年部や女性部活動に共同して取り組みます。

#### ② 産別統一行動に結集する

全農協労連に結集する労働組合・労働者が、統一してたたかうことは要求実現にとって重要です。なかまの団結と連帯の力が大きいほど、要求実現をめざすたたかひの力は大きくなります。

時期ごとのたたかひで設定する「産別統一行動」に全単組が結集することが大切です。産別統一要求日、統一回答指定日を徹底します。

### (2) 地域、他産業労働者との共同

#### ① 一致する課題にもとづく共同・共闘

国民の「いのち」を守る共同を職場・地域から広げます。食と農の共同をはじめ、社会保障の充実、労働法制、平和などの一致できる要求や課題にもとづいて全国革新懇が提起した共同目標にもとづく取り組みに積極的に参加します。中央社会保障推進協議会など下記に掲げる共闘組織に引き続き参加し、共同運動の一翼を担います。

全農協労連本部は「国民春闘共闘委員会」「国民の食糧と健康を守る運動全国連絡会（略称：全国食健連）」の一員として奮闘するとともに、「農業・農協問題研究所」の体制強化につとめます。

#### ② 地域や他産業労働者・労働組合との共同・共闘

雇用や権利を守るたたかひは、産別に結集する全国のなかまの支えとともに、地域や他産業労働者と

の連帯が重要です。経営側に、社会的な責任の重みを知らせるとともに、より多くの労働者、地域住民の連帯が労働者・労働組合を励ますこととなります。

全国厚生連労働組合連合会（全厚労）や生協労連、自治労連、農民連などの労働組合・団体との交流を進めます。

農林漁業関係の職場に働く労働者・労働組合との連帯・共同を強めます。また、財界・大企業の協同組合攻撃が激しくなるもとの、協同組合組織に働く労働者・労働組合との連帯・共同を強化します。

<全国革新懇が提起している3つの共同目標>

- ①日本の経済を国民本位に転換し、暮らしが豊かになる日本をめざします。
- ②日本国憲法を生かし、自由と人権、民主主義が発展する日本をめざします。
- ③日米安保条約をなくし、非核・非同盟・中立の平和な日本をめざします。

<全農協労連が参加する諸団体>

農林年金中央共闘会議／中央社会保障推進協議会（中央社保協）／機関紙連合通信社／日本機関紙協会／農業・農協問題研究所／純中立労働組合懇談会（純中立労組懇）／保険・共済関係労働組合懇談会／金融共闘会議／平和・民主・革新の日本をめざす全国の会（全国革新懇）／「軍事費を削って暮らし・福祉・教育の充実を！」国民大運動実行委員会／非核の政府を求める会／全国第三次産業労働組合連絡会議（三次労組連）／消費税廃止各界連絡会／「安全な食糧は日本の大地から」国民運動推進会議／国鉄闘争支援中央共闘会議／国民の食糧と健康を守る運動全国連絡会（全国食健連）／商業サービス関連労組連絡会（商サ連）／小選挙区制の廃止を求める各界連絡会／女性保護規定改悪を許さず、実効ある均等法の改正を求める中央連絡会（「女子保護」中央連絡会）／憲法改悪反対労組連絡会（憲法労組連）／（各年度）国民春闘共闘委員会

## 第6章 体制と財政

### I 労働組合の体制と各組織の運動

#### 1、本部役員と書記局体制

##### (1) 2011年度本部役員と書記局体制

2011年度専従役員は、中央執行委員長、書記長とします。副執行委員長（非専従）3名、書記次長（非専従）及び財政部長（非専従）各1名、地本担当中央執行委員（非専従）11名、監査委員（非専従）3名とします。

書記局は上記専従役員と書記で構成します。書記局の構成については、1名を再雇用（嘱託）とします。書記の新規採用は中・長期的な展望を持ち、財政状況を考慮しながら進めます。

##### (2) 中・長期的な組織と体制の展望

2011年度以降を考慮し、組織のあり方や体制について中央執行委員会を中心に、中長期的な展望を含め検討する場を設けます。専従役員の確保については、差し迫った課題として中央執行委員会と地本などで議論を進めます。

#### 2、各組織の運動

##### (1) 産別強化

###### ① 産別組織の強化のために役員・専従者の育成・力量強化をはかる

労働組合セミナーを開催し、新入労組員教育の講師を養成するための講座や、中堅幹部の力量強化をはかるための講座を設けます。

###### ② 地本・県支部活動の強化

すべての農協・農業関連労働者の連帯が必要です。地本・県支部の活動は、全農協労連に加入する単組が、連合会や単協、関連団体（会社）などの枠を超え、たたかいに学び、連帯して運動を前進させるために必要なものです。

たたかいの支援や交流、「グリーンウェーブ」やTPP反対の取り組み、組織拡大などに取り組みます。

###### ③ 各組織の交流と連帯を強化する

連合会・単協労組の関係はもとより、関連会社等農に関連するすべての労働者・労働組合の間の交流と連帯を強化します。地本・県支部の活動はもとより、「事業のあり方を考える交流会」などに積極的に参加しながら、これからの農業、農協のあり方や労働組合のたたかいについてともに考えます。



## (2) 連合会労組

### ① 中央会

中央会部会を中心に、労働組合として今後の中央会のあり方について議論を進めます。全中などとも協議・懇談の場を設けます。必要に応じて産別交渉を行います。中央会労組交流会を開催します。

「農業・農協」のあり方や展望について、各連合会や単協の労働組合と話し合いの場を持ちます。

### ② 全農・経済連

全農協労連では全農部会として全農各県本部労組が各県本部との交渉で前進できるよう、全農との交渉を行ってきました。引き続き全農交渉を強化するとともに、県本部労組の積極的なたたかいを支援します。全農未統合の経済連労組のたたかいについても、全農協労連本部からの援助、全農部会との連携もとりながら進めていきます。

全農各本部労組だけでなく、統合していない経済連労組との交流も「全農・経済連労組交流会」を開催して積極的に進めます。協同組合の立場に立った全農・経済連の事業の見直しを、部会や交流会等で進めるとともに、単協労組との交流を積極的に持って意見交換を行います。

### ③ 共済連

「連絡協議会」による経済闘争は一定の前進も見られるところですが、要員不足の解消や職場改善、メンタルヘルス対策の強化、時間外手当支給対象者の拡大を求める声もあがっており、各本部労組（県連労支部）の労働組合活動の強化が重要になっています。

共済連部会の活動を強化し、各単組の労働組合力量の強化に努めます。共済連労組交流会を開催し、未加入労組に参加を働きかけます。

また、共済事業のあり方などについても単協労働者との交流の場を持ち、検討していくことにします。

### ④ 信連

信連労組交流会を開催し、未加入信連労組にも積極的に参加を働きかけます。輸入自由化や東日本大震災・原発事故などによる日本農業を取り巻く困難さは、農家組合員の営農やくらしの悪化をいっそう深刻にしています。系統の信用事業のあり方についても、系統全体で考えることが重要です。単協労働者とも連携を取りながら検討を進めます。

### ⑤ 県連労

統合連合会が増える中で、これまでの「県連労」組織の運営に困難を覚える県連労組が増えています。賃金要求などを中央組織で一括しておこなうなどの仕組みがあるところでは、要求づくりの段階から労働組合員が積極的に活動に参加しなければ、自らがたたかっているという印象は薄れ、「幹部まかせ」「中央組織まかせ」になってしまいがちになります。そのことは、職場改善のたたかいのように、本来最も身近な問題の取り組みにも大きな影響を及ぼしています。

統一役員制度のもとでたたかってきた県連労組織では、統合連合組織となって、一緒にやっていくことの意義を見失っている労組も多く、その対策に苦慮しています。ここで述べたように、なかまが日常的に要求を出し合い、自らの力で変えていくたたかいを提起することが執行部に求められます。学習と話し合いで、日常の悩みや不満、希望を要求にしてなかまの力で実現するという、労働組合の原則的な活動が求められます。

### (3) 単協労組

#### ① 県本部体制の確立

単協労県本部の果たす役割は重要です。単協という単位の「企業内組合」活動に終始してしまいがちになる労働組合を、共通する課題にもとづく統一闘争を軸に、しっかりと連帯させることが必要です。

県本部役員が、単協ごとの労働組合組織を指導援助できる力量を自ら高めることが大切です。また、組織拡大を進め、専従者の配置をめざします。専従者・書記は学習を深め、社会的な規範を守り、労組員の先頭に立って運動を進めるよう努力します。

県本部の運営の基本はオルグ活動です。広域合併に伴って広域に配置された支部・分会（連合体にあっては単組）の、日常活動の強化に全力を尽くすことが必要です。

また、未加入・未組織農協の労働者・職員組織への日常的な接触も積極的に進めます。過去に脱退した単組でもつながりを持つことは、再組織かにとって非常に大切であることは、今回の福島原発事故という緊急の事態に、県本部・全農協労連加入でなかまの雇用を守ったふたば農協労組のたたかいが、福島（単）の日常の未加入組織オルグがいかされたことの例でも明らかです。

#### ② 広域合併対策

二段・三段の広域合併、県域合併構想が加速しています。経営不振農協の救済合併も増え、労働者の雇用・身分に対する不安も広がっています。東日本大震災で壊滅的な被害を受けた農協では、救済の道を「合併」に求めようとする動きも広がりかねません。未加入労働組合や未組織労働者の組織化を進めながら、合併計画そのものの見直しも含め、労使協議を進めます。

合併が後戻りできない状況では、雇用・身分の確保とともに、労働条件の維持・向上を図ります。労働組合の統一、全農協労連への加入を進めますが、全国農団労との関係では、“お互いに上部団体を抜けて”という議論に陥らないよう留意します。上部団体を抜けるという議論は、労働組合の力量を弱めてしまうことはもちろん、全国のなかまの連帯と団結による要求実現の道を大幅に狭めてしまうことにつながるものです。

### (4) 関連労組・産直組織労組

#### ① 関連会社（子会社）

組織再編下で生活関連部門、流通関連部門が次々に別会社化されています。出向・転籍といった課題も抱える中で、別会社（子会社）に働く労働者の雇用や身分、権利・労働条件を守るたたかいは進んでいません。

全農関連の子会社の再編が進行しています。今後いっそう人減らし「合理化」攻撃が強まることが予想されます。未加入労組への働きかけを強めることが急がれます。

#### ② 専門農協・産直組織

専門農協、産直組織に働く労働者の労働条件は、厳しい経営状況とともに放置できない状況にあります。労働組合が自らの労働条件の向上のためにたたかうことはもちろんですが、働きがいのある職場環境をつくり、事業を発展させることが必要です。労働組合の役割として、経営のチェック機能を果たすことは言うまでもありません。

専門農協、産直組織の多くは労働組合組織がないのが実態です。地方の組織からの労働相談も増えて

います。働くなかまの要求実現を入り口にして労働組合づくりを積極的に進めます。

### ③ 農業共済、農業関連団体

農業共済をはじめ、農業・農家を支える関連（関係）団体の組織化を進めます。国の「事業仕訳」、農業を取り巻く諸事業の見直し、これらの団体の運営や労働者の労働条件に大きな影響を与え、労働者のくらしの問題はもとより、農業・農家への影響も看過できない状況です。

「人勧廃止」問題や国家公務員の賃金切り下げなどもこうした団体への影響も考えられます。

## (5) 一般労組

一昨年度結成された農協・農業関連一般労組は、一人でもは入れる労働組合として、切実な要求を実現するとともに、労働相談をきっかけとして職場に労働組合を結成することをめざすなかまが結集しています。

農に関連するすべての労働者の組織化をめざします。

## (6) 青年・女性

### ① 青年

同じ悩みを持つ青年が、語り合い、学習し、問題解決のためにたたかう場として「労働組合」が必要です。しかし、青年が自らの意思で労働組合に結集してたたかうことは、現状では甚だ難しいことといえます。周りからの積極的な働きかけなしには、青年の要求実現の手段として「労働組合」が選択されることはまれです。そうした青年の置かれている状況では、青年どうしが声を掛け合い、自らの悩み・不安、期待を語り合う場をつくることは極めて大切なことです。

すべての単組、分会で青年部の結成をめざします。青年が働き続けるための要求実現をめざす組織として、“運動する力”を養います。全農協労連青年部が主催する「ヤングセミナー」や諸行動を通じて、職場に青年部組織を確立し、青年の自主的な労組活動を進めます。

未来を担う青年が、戦争のない平和な国をつくる運動に積極的にかかわるよう、学習や諸行動への参加を促します。

### ② 女性

女性が働き続けることの困難さは依然として解消されていません。家事・育児・介護・看護のいわゆる「家族的責任」は依然として多くの女性が担っています。男性の労働時間が長いことは指摘されていますが、「家族的責任」を含めた労働時間では女性の方がはるかに長い時間労働をしています。

女性が自らのこととして「働き続けること」をとらえ、主体的に運動をすすめる基礎となるのは学習です。不満・不安を正直に話し合える場、それがなぜ起こるかを自分の職場に照らし合わせ客観的に考えられる場、幅広いなかまとのつながりを活かし女性労働者の要求を前進させていく運動の場として、全農協労連は女性部を結成します。女性部の要求は女性だけが取り組めは前進するものではなく、男性とも連帯しながら、「同じ職場に働くなかま」の問題として労働組合全体で取り組めるよう、男性労組員の学習も同時に進めます。すでに東北地本や千葉（単）北酪農協労組などでも新たに女性組織が結成され活動を始めています。

女性が労働組合活動に積極的にかかわれるよう、活動スタイルを見直します。深夜に及ぶ執行委員会

などの見直しや会議中の禁煙措置などの工夫もしながら、単組・分会の女性執行委員比率を3割以上とすることをめざします。全農協労連中央執行委員会でも、女性執行委員の登用を積極的に進めます。

「農協に働く女性のつどい」を開催し、全国の女性労組員が交流・意見交換を行いながら、職場・地域で女性が働き続けることを困難にしている状況を変えることをめざします。

## II 財政強化

### 1、財政の確立と未登録組合員の解消

#### (1) 単組財政の確立

適正な組合費水準（2%）を維持することは、労組活動を最低限の保障です。「組合費が高い」という声は、活動が低下していることの反映です。未登録組合員の解消とあわせて、単組財政の確立を図ります。

#### (2) 本部財政の確立

事務の効率化に取り組みながら、書記局経費の節減に努めます。

労働組合員すべてが全農協労連組合員であり、産別のなかまです。100%登録をめざす取り組みは、徐々に前進していますが、すべての単組が100%登録が当たり前の組織活動を行うことが大切です。早い時期に全員登録をめざします。組合費水準の適正化と組織拡大を追求しながら、財政を健全化・確立します。

### 2、組合費

#### (1) 組合費

月額組合費＝組合費は組合員あたり月額650円とします。

年間組合費＝年間組合費は組合員あたり1,510円とします。2011年度6月1日付登録組合員数を基礎に、12月までに納入することとします。新規加入および脱退の場合は、月割り計算で納入するものとします。

#### (2) 臨時・パート等組合員に対する助成措置

臨時・パート等組合員に対する助成措置＝臨時・パート等組合員に対して、月額430円と年間組合費相当額1,510円の助成をおこないます。

### 3、会計

#### (1) 出版会計

一般会計からの助成をおこなわず、独立採算を維持します。

## (2) 犠牲者救援基金会計

第81回定期大会(2001年7月)での犠牲者救援規定の改正により、別途定めるまで徴収しません。

## (3) 特別基金会計

特別基金規定にもとづき、1組合員あたり4,000円の積み立てに向けて、不足している単組は積み立てをおこなうものとします。

## (4) 組織拡大会計

2年間延長する「組織拡大5カ年計画」にもとづき、「組織拡大3カ年基本計画」で定めた「犠牲者救援基金」からの繰入金を活用します。

# III 教宣活動の強化

## 1、機関紙・誌の強化

### (1) 「労農のなかま」の発行について

現在の隔月刊を維持しながら内容等の見直しを行い、定期購読を増やします。

### (2) 機関紙「全農協労連」

毎月1回発行します。紙面の改善に努めます。単組・職場では、すべての労組員に機関紙が配布されるよう体制を整えます。

未登録組合員の解消に努めながら、機関紙も読まれない状況を生まないためにも、最低でも「有料購読」として、すべての労組員が機関紙を手にとることができるよう取り組みます。

### (3) 「ミモザ」

女性部結成を念頭において、「女性部機関紙」としての機能を持つことを前提に、発行形態やふさわしい規模の部数を発行することを検討します。

### (4) 青年部「機関紙」

引き続き青年部の機関紙を発行します。

### (5) ホームページ

ホームページの充実に努めます。労働相談コーナーを充実させるなど、全農協労連への入り口としての機能も果たすよう改善を進めます。

<http://www.nokyororen.ne.jp/>

## (6) 「農協に働く労働者・労働組合のための権利読本（2分冊）」の活用

改定された「権利読本」を活用し、たたかいに活用します。執行委員会などで学習材料としても活用します。

## 2、機関会議、集会等

### (1) 機関会議

#### ① 定期大会・臨時大会

7月および2月開催とします。

#### ② 春闘討論集会・単組代表者会議

12月初旬開催とし、春闘方針の策定を主題に討論を行います。

#### ③ 単組三役専従者会議

5月下旬開催とし、次年度運動方針策定について議論します。

### (2) 学習・交流会

#### ① 全国労働組合セミナー

9月中旬をめぐり、単組の学習・教育活動を支える講師を養成することを目的に開催します。2泊3日を基本に、学習と交流を行います。東日本大震災の支援、現地労働組合への激励も兼ねて宮城県で開催します。

#### ② 農協事業のあり方を考える全国交流集会

連合会・単協、関連会社といった枠を超えて農協事業のあり方について議論・交流を行います。

#### ③ 青年

青年部総会を開催し、全農協労連青年部を中心に「ヤングセミナー」などの学習・交流会を開催します。

#### ④ 女性

女性部の結成をめざし、準備会を結成します。「第44回農協に働く女性のつどい」を開催します。

#### ⑤ 連合会労組交流会

連合会労組では、それぞれ中央会労組交流会、経済連・全農労組交流会、共済連労組交流会、信連労組交流会を開催し、産別に結集するなかまの交流とともに未加入労組へも参加を働きかけ、組織拡大を進めるきっかけづくりとします。

## 第7章 2011年秋期年末闘争方針

2011年秋期年末闘争方針について基本方針を提起し、産業別統一要求についてストライキ権を確立します。8月開催予定の第677回（2011年度第1回）中央執行委員会において具体策（案）を決定し、組織協議を経た上で9月に開催される第678回中央執行委員会で「2011年秋期年末闘争具体策」を確立します。

### I 2011年秋期年末闘争の課題と取り組み

#### 1、求められるたたかひの課題

##### (1) 大震災からの「復興」を口実とした「構造改革」路線の押し付けを許さない

東日本大震災・原発事故の被災地では、住民の命と暮らしを再生する努力が続いています。農協労働者も地域住民とともに、懸命な活動を行っています。

一方で、「復興」を口実にした「構造改革」路線の押し付けが始まり、大企業は震災を口実に人減らしを進めると同時に、「復興」を、またとない「ビジネスチャンス」として攻勢を強めています。

系統農協と一致する課題での共同を進めながら、地域住民や農家の意思を十分反映した「復興」を行うよう国に求めます。また、原発をなくし、再生可能なエネルギーに早期に移行するよう運動を行います。

##### (2) TPP参加反対の大運動にしっかり取り組む

震災を口実として、「経済復興はTPP参加で」との動きが始まっています。政府も、震災の影響で先延ばしにしてきた「意思表示」を9月にも行おうとする一部の言動が表面化しています。

「1日も早く元の暮らしに戻りたい」と思う被災地の住民は、海水に浸かった田畑の復旧と農業を続けることへの期待を持っています。地域に根付いた地場産業の再生で雇用の確保を願っています。そうした住民の期待を打ち砕く「農地の大規模化・集約化」をはじめとした農林水産業の「構造改革」、TPP参加は、絶対に許されるものではありません。

秋期年末闘争の準備段階から、これまで積み重ねてきた幅広い共同の輪をさらに広げ、国民的規模の大運動としなければなりません。中央段階はもとより、職場・地域の隅々まで、「TPP参加阻止」の運動に取り組みます。

##### (3) 日本農業を守る農協の役割をしっかり果たさせる

TPP参加反対のたたかひはもとより、農家の営農と暮らしを守る役割をしっかり果たせる農協の存在が必要です。日本農業を守るためには、農家が農業を続けられる環境をつくることです。東日本大震災・原発事故のすべての被害を補償させるよう取り組みを強めます。

同時に、「復興」を口実とした農地の集約化や大規模化による農家の選別をさせないよう監視を強めます。系統農協の「東日本大震災の教訓を踏まえた農業復権に向けたJAグループの提言」でも、「担

い手不足」を前提とした提言など、担い手不足が生まれる原因と根本的な問題解決についての問題意識に大いに疑問をもつものです。

秋期年末闘争の要求づくりを進めながら、農協事業のあり方について議論を進めます。議論をもとに、2012年に迫った「第26回JA全国大会」の方針づくりにあたって、私たちの意見が反映されるよう準備を進めます。

#### (4) 協同組合に働く労働者のくらしと雇用、働くルールをしっかりと守る

当面の問題として、東日本大震災・原発事故の被災地に働くなかまの雇用確保は最重点課題として、産別組織をあげて取り組みを強化します。全農協労連が全中要請で引き出した「農協はつぶさない。農協労働者の雇用は守る」とした見解を守らせることに全力をあげます。

被災地の労働組合組織と連携を強め、情報の収集、オルグを積極的に行います。未加入・未組織のなかまへの加入の訴えを行います。

震災を口実とした人減らしや労働条件の切り下げは、農協機能が大きく損なわれたところ以外でも起こりうる事が予想されます。また、労働組合自らが「自粛」論に陥ることは最も危険なことです。「大変な時だからこそ」農協労働者のくらしと雇用を守ることで、農家組合員や地域住民を守るしっかりとした態勢ができるということに労働組合が確信を持って取り組みを進めます。

労働者のくらしが安定し、心身ともに健康に働くことができ、仕事に誇りを持つことができる職場を実現することで、農協と農業の未来への展望を切りひらくことができます。年末一時金闘争や働くルールを確立するたたかいをしっかりと行います。

#### (5) 組織を強く大きくし、要求実現の力をつける

秋期年末闘争準備の段階で、職場の要求づくりを重視します。アンケートによる要求集約も一方通行にせず、職場と執行委員会のキャッチボールを頻繁に行うことが大切です。未加入のなかまへの働きかけを強めます。要求づくりに参加してもらうことで、労働組合への理解を深め、加入の働きかけにつながることはもちろんですが、労働組合が要求を実現するための力としての「職場世論」を広げることに なります。

労働組合は「要求に団結」する組織です。秋期年末闘争は、労働組合が労働組合らしさを発揮することが目に見える機会の一つです。要求づくりを未加入・未組織労働者も対象にしながら進めていくことで、労働組合の姿がより鮮明になります。要求を入りに、すべての対象者に労組加入を呼びかけます。

地本、県支部、単組で未加入組織へのオルグ活動を行います。アンケートの協力依頼や「グリーンウェブ」への協力要請、TPP反対の共同など、一致する課題で行動への参加を呼びかけます。

臨時・パート労働者や関連会社への働きかけを強めます。

## 2、1年間の見通しを立て、日常活動に重点を置いた取り組みを進める

### (1) 1年間の運動のスタート、体制と計画を確立する

新年度の運動のスタートとして、単組、支部・分会で年間活動計画・体制を確立します。とりわけ、執行委員会の定例化は、今後の労働組合活動にとってきわめて重要です。すべての執行委員が年度当初の方針の具体化、計画づくりに参加できるよう援助を強めることが大切です。執行委員の任務分担や責



任分野を明確にして意思統一します。執行委員個人の責任だからといって、集団で取り組むことをおろそかにするわけではありません。執行委員会全体で運動を進めます。

また、時期ごとの闘争計画を早めにたて、要求づくりまでの準備期間をしっかりと確保することが大切です。全農協労連の「年間活動計画」なども参考にします。

## (2) 運動の土台、日常活動を活性化する

職場を基礎とした活動が運動の土台です。「忙しい」からと言って職場班の集まりを持たなかったり、話し合いの場をおろそかにすることは、「団結」をいっそう困難にさせてしまいます。執行委員、職場委員は、職場を基礎とした活動に徹底的にこだわる必要があります。割増賃金（時間外・休日出勤手当、超過勤務手当など）の未請求をなくすためには、職場の意思統一が必要です。年次有給休暇や育児・介護休暇など、健康と家族的責任が果たせる権利の取得を職場全体で進めます。

機関紙・ニュースの配布を徹底します。

## (3) 学習と要求づくりを徹底する

秋期年末闘争の準備期間にはすべての労組員が学習を行います。労働組合の基礎的な知識や、情勢に関する学習などを行います。

新入労組員教育を徹底します。労働組合の基礎的な知識や権利・権利の取得方法、労働組合の日常活動などについて、新入労組員には必ず学習してもらいます。

学習会の講師を養成することも必要です。全農協労連が開催する「全国労働組合セミナー」などに積極的に参加して講師を養成します。全農協労連本部でも、必要に応じ講師派遣を行います。

9月から10月を「要求づくり」にあてます。職場の実態調査などを並行して行いながら、職場班を基本とし、学習や話し合いを進めます。生活や職場の実態を出し合い、共有し、たたかいの道筋を話し合うことで、なかまが「要求に団結」することをうながします。

## II 産業別統一要求とストライキ権の確立

### 1、産業別統一要求

#### (1) 長時間労働をなくし、労働時間の短縮をめざす要求

- ① 労働時間を適正に把握し、時間外・休日労働の割増賃金を適正に支払うこと。
- ② 「管理監督者」の要件を十分に考慮し、割増賃金不払いの口実としないこと。
- ③ 「36協定」の1ヶ月の上限時間を35時間以内とすること。
- ④ 長時間労働の原因となっている人員不足を考慮し、人員増をはかること。
- ⑤ 年次有給休暇を消化できるよう人員配置を考慮するなど体制を整備すること。

#### (2) 健康で働きがいがある職場を実現する要求

- ① 安全衛生委員会の確立と機能の発揮で、メンタルヘルス対策に取り組むこと。
- ② 職場からパワーハラスメント、セクシャルハラスメントをなくすため、原因の明確化と職場研修

の強化などの予防策をとること。

(3) 雇用・身分を保障する要求

- ① 雇用調整や人件費抑制の手段として、臨時・パート労働者の雇いどめは行わないこと。
- ② 人権を無視した退職勧奨は絶対に行わないこと。

(4) 労働組合の権利を確立し、「労使対等」を確立する要求

- ① すべての労働条件の決定においては、必ず労働組合との合意を得て行うこと。
- ② 労働組合の時間内活動を認めること。

(5) 日本農業を守り、地域経済を守る要求

- ① T P P 参加反対の大運動をいっそう広げるため、農協が率先して地域の共同を呼びかけること。
- ② 東日本大震災被災地の農林水産業の再生にあたっては、被災地でこれらの産業に従事する人たちや、地域住民の意見を反映した復旧・復興策を講じるよう国に働きかけること。
- ③ 所得補償制度を充実させ、農家の意欲を喚起する価格保障制度を設けるよう国に働きかけること。
- ④ 労働組合が T P P 反対の運動に取り組むことを時間内活動として認めること。

(6) 農協事業のあり方に関する要求

- ① 事業推進における「ノルマ」の追求は行わないこと。および「自爆」をしない事業推進のあり方を労使で協議すること。
- ② 農協事業が「協同組合らしい事業」として行われるよう、農家組合員や労働組合との協議にもとづく計画とすること。
- ③ 人減らし「合理化」をやめ、農家の声が反映できる人員配置・要員体制をとること。

(7) 食の安全・安心を求める要求

- ① 食の安全・安心を確保するための法整備および検査体制を充実するよう国に要求すること。
- ② 口蹄疫や鳥インフルエンザなどの防除、対策を強化するよう国に要求すること。

(8) くらしを守り社会保障の充実を求める要求

- ① 東日本大震災被災地の復興にあたっては、大企業に社会的責任を果たし、被災地のくらしと仕事の再生のための支援を行うよう求めること。また、「復興税」などの名目で新たな税負担を国民に求めないことを上部団体とともに国に要求すること。
- ② 大企業の優遇税制をやめ応分の負担を求めるとともに、消費税増税をやめ社会保障の充実をすることを国に要求すること。

(9) エネルギー政策の見直しと安全・安心にくらせるまちづくりに関する要求

- ① 根拠のない「安全神話」にもとづく原子力政策を見直し、国内のすべての電力を、再生可能な自然エネルギーを利用した発電に1日も早く切り替えるよう、具体的な計画を早急に立てるよう国に求めること。
- ② 東京電力に、福島第一原発事故を早急に収束するとともに、風評被害を含むすべての被害を補償するよう系統農協（JAグループ）として要求すること。また国の責任において、すべての被害者・被害団体の救済を保障するよう強く求めること。

#### (10) 平和と民主主義を守るための要求

- ① 「核」のない日本、世界を実現するための運動に農協系統が積極的に取り組むこと。
- ② 米軍基地の日本国内へのたらいまわしはやめ、日本国内から撤去するよう運動すること。
- ③ 労働者の思想信条の自由を保障し、特定政党への指示の押し付けや選挙活動の強制は行わないこと。

#### (11) 年末一時金に関する要求

- ① 年末一時金を〇〇ヶ月分支給すること。（要求基準は昨年要求を下回らないこととし、この間の削減分を取り戻す水準とする）
- ② 支給にあたっては「目標」達成度による査定などの格差支給はおこなわないこと。

## 2、産別ストライキ権の確立

産別ストライキ権を上記「産業別統一要求」項目のうち、次の項目について確立します。

- (1) 長時間労働をなくし、労働時間の短縮をめざす要求
- (2) 健康で働きがいがある職場を実現する要求
- (3) 雇用・身分を保障する要求
- (4) 労働組合の権利を確立し、「労使対等」を確立する要求
- (5) 年末一時金に関する要求

## Ⅲ たたかひの日程

### 1、統一要求日と回答指定日、統一行動日

#### (1) 統一要求日と回答指定日

- ・統一要求日 11月 8日（火）
- ・回答指定日 11月15日（火）

#### (2) 産業別統一行動日

第1波統一行動日は回答指定日の翌日（16日）としますが、第2波以降については、「具体策」で提起します。

なお、要求日（8日）以降「プレート」を着用し、15日の回答指定日には職場集会を配置します。

## 2、秋の産別中央行動

2011年秋の産別中央行動を行います。詳細は具体策で示します。